

平成23年第3回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成23年9月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24	番	柴 沼	広 君
副議長	14	番	海老澤	勝 君
	1	番	畑 岡 洋	二 君
	2	番	橋 本 良	一 君
	3	番	小 磯 節	子 君
	4	番	飯 田 正	憲 君
	5	番	石 田 安	夫 君
	6	番	鹿志村 清	一 君
	7	番	蛭 澤 幸	一 君
	8	番	野 口	圓 君
	9	番	藤 枝	浩 君
	10	番	鈴 木 裕	士 君
	11	番	鈴 木 貞	夫 君
	12	番	西 山	猛 君
	13	番	石 松 俊	雄 君
	15	番	萩 原 瑞	子 君
	16	番	中 澤	猛 君
	17	番	上 野	登 君
	18	番	横 倉 き	ん 君
	19	番	町 田 征	久 君
	20	番	大 関 久	義 君
	21	番	市 村 博	之 君
	22	番	小 藺江 一	三 君
	23	番	石 崎 勝	三 君

欠席議員

な し

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

出席議会事務局職員

事務局長	前嶋晃司
事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

議事日程第4号

平成23年9月14日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

12番西山 猛君の発言を許可いたします。

12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。一般質問をさせていただきたいと思います。地方行政というのは、私は、全生涯全過程にかかわる問題だと思っています。我々生を受けた者は、生まれる前に母親が母子手帳もらいに行きます。これはお役所です。そして、死んで埋葬されるまで、全生涯全過程、地方行政にかかわっていきます。これは地方行政の重みをわかっていたらいいという思いでお話しております。そういう思いの中で、一般質問をさせていただきます。

通告は、一つ、安心・安全な笠間づくりについてということで、7項目に分けてみました。

一つは、地域防犯に対する市行政の取り組みについて。

2番目、地元警察との連携の中で市民が安心できる施策、これは協定だとか何か連携しているわかりやすい部分でお願いしたいと思います。その自信を持って言えるトップスリーは何かということです。

3番目、市内全域の警察施設、当然交番等も含めて警察施設及び人員の配置を伺うということで、警察官の数も含めてお願いしたいと思います。

4番目、これは警察のことですが、統廃合により縮小される施設や機動力を考えたときに、妥当性、適宜性、これについて市行政はどのように考えているのか。

次に、5番目といたしまして、友部駅前の交番、この役割と地域防犯についての整合性、これをお聞かせ願いたいと思います。一つに、北川根の駐在所が廃止されました。それに伴ってということを含みでお願いしたいと思います。

6番目、本市及び周辺市町、周辺の自治体のことを言っていますけれども、総合的かつ一体的に安心・安全な地域として構築すべきと考えるが、そのための施策は何かあるか伺う。これは、合併効果も手伝って国道あるいは県道の大動脈が張りめぐらされております。そういうことで、当然犯罪も傾向も変わってきているだろうとっております。そういう部分で、笠間全体を見るのが筋でございますが、当然笠間の近隣が関係してくるだろうということで、お聞かせ願いたいと思います。

7番目に、今後市民から求められるであろう警察体制について、市行政の立場から一言伺う。これは結構大事なことで、犯罪がふえている、検挙率が下がっていると、このように全体的に思われております。そして、小さな犯罪がなかなか取り上げられない、小さな犯罪が取り上げていただけない。被害届は出るけれどもなかなか結論が出てこない、こういう事案が少なくありません。これは、県警の今の人員の配置や、前段でお話しました施設の統廃合などによって非常に変わってくるであろうと思います。

公務員を削減すべきであるという国全体の施策の中で、茨城県警においては増員をしております。当然、県民の生命や財産を守るため、地域の安全を確保するために必要不可欠であると考えております。ただ、そこに地元との連携、地元自治体との連携、地域住民との連携、そういうものも含めて地域というのは成り立っているだろうとっております。市の立場、考え方を、警察体制についてお伺いしたいというのはそういう意味で質問しております。

2番目、入札制度の見直しについて。

現行の入札制度に問題点はあるか伺うということで、私は結構入札制度のことを続けて触れておりますが、地域づくり、まちづくりは大事なことだなど、私、議員になった当時から思っております。いつだったか、豆腐1丁100円の豆腐を買うのと98円の豆腐を買うのと、そういう講演を聞いたことがあります。ちょっと高いけれども地元で豆腐を買うんだという考え方と、安けりゃどこでもいいんだという考え方、どちらが地元のためになる

か、地域のためになるかという講演でございました。そういうものも含めて、地元重視ということ考えたときに、現行の入札制度に問題点はあるのかないのか、ずばりお伺いしたいと思います。

大きくこの二つの件、質問させていただきます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 12番西山議員のご質問にお答えします。

まず、地域防犯に対する市行政の取り組みについてのご質問でございますが、市としましては、犯罪防止や防犯活動の推進の観点から、防犯連絡員や防犯ボランティアによる防犯活動への支援、あわせて青色防犯パトロールを希望する団体につきましては、初期手続や青色回転灯などの物品の貸与を行っております。また、幹線道路等の通学路を中心とした防犯灯の設置や行政区が行う防犯灯設置のための助成を行っております。

さらに、今年度は、昨年度に続き緊急雇用創出事業を活用しまして、夜間から早朝にかけて民間委託で実施している安全・安心まちづくりパトロール事業や、地域活性化交付金を利用して自宅の防犯対策を行う住まいの防犯対策助成事業の実施、さらには犯罪の抑止を目的として友部駅前や笠間駅などに防犯カメラの設置を行っております。

次に、地元警察との連携の中で、市民が安心できる施策のうちトップスリーは何かというご質問でございますが、まず第1番目として、地域の安全・安心を目的とした防犯パトロール事業、また防犯灯や防犯カメラなど防犯施設整備、そして住まいの防犯対策助成事業など自己防衛、防犯意識を高めるための施策の三つでございます。特に警察署と協定を結んで実施している事業はございません。

続きまして、市内全域の警察施設及び人員の配置についてのご質問でございますが、現在、市内には笠間署が1カ所、交番3カ所、友部駅前、岩間地区交番、それから佐白交番、駐在所としましては北吉原、福原、大橋、大原駐在所の4カ所となっております。これらへの署員の配置は総勢116人ですが、それぞれの交番、駐在所に対する配置については、市民の安全や治安維持の観点から公表は控えさせていただきます。

次に、統合により縮小される施設や機動力などの妥当性及び適宜性についてのご質問でございますが、統廃合につきましては、県の平成20年から22年までの警察施設再整備計画に基づき、これまでに箱田駐在所と稲田駐在所を統合し佐白交番を新設しており、また、北川根駐在所、押辺駐在所の2カ所が廃止され、それぞれ友部駅前交番、岩間地区交番に統合されております。

また、機動力という点で考えれば、現在、夜間における事件、事故が多発している地域が多く、駐在所を統合し交番を新設することにより、駐在所が日勤制で1人の警察官で勤務し機動力は主にバイクであるのに対して、交番であれば24時間体制、複数の警察官が勤

務し、交番パトカーの運用により広域かつ迅速な事案対応とパトロールが可能となります。

駐在所があった地域からすれば、駐在所はより身近な存在だったことから、寂しく感じるという部分がございますが、警察署と交番は相互に応援シフト体制を組み、弾力的な体制づくりを行っているということから、機動力については向上しているものと考えております。

次に、友部駅前交番の役割と地域防犯についての整合性はどうかというご質問でございますが、友部駅前交番については地域安全の拠点であり、市民生活から見れば生活安全センターのような施設であり、地域住民の暮らしの安全を守るため地域のパトロール、犯罪捜査、少年補導、交通取り締まり、巡回連絡、あるいは迷子や酔っぱらいの保護、道案内等々、住民の困りごとや要望、意見にきめ細かに迅速に対処するという役割があると思っております。

また、地域防犯との関係につきましては、地域の防犯連絡員に呼びかけ、交番所員と一緒に防犯活動を進めており、特に駅前交番ということで、防犯連絡員とともに友部駅前の駐輪場の巡回や自転車盗難の情報提供などを行い、地域にとってはより身近な存在となっております。

議員ご指摘の北川根駐在所につきましては、20年から22年の整備計画の中で廃止しまして友部駅前交番に統合された形となっておりますが、これらについては、先ほど申し上げましたように駐在所がなくなったことで不便さを感じる部分はあるのですが、メリットの部分で機動力の増加といったもので、特にデメリットは解消されているやに聞いております。

次に、本署及び周辺市町を総合的かつ一体的に安心・安全な地域として構築すべきと考えるがそのための施策は何があるかという質問でございますが、笠間市の周辺市町につきましては、栃木県茂木町を含めて7市町であり、警察署管内から見れば五つの警察署管内が関係をしております。周辺市町のうち城里町は、笠間警察署管内ということで防犯協会や交通安全関係団体などが同じ団体に属していることから、統一した考えで施策を展開することも可能と考えられます。しかし、周辺市町にはその自治体の考えや取り組みがございますので、その地域性も違うことから、一体的な施策は現在のところは難しい状況にあります。

警察署同士の情報共有は当然とれていると思いますが、自治体を初め、防犯協会や交通安全関係団体など、警察と密接に関係する民間団体の情報交換などの体制づくりが今後必要と考えております。

最後に、今後市民から求められるだろう警察体制についてのご質問でございますが、地域の安全・安心が叫ばれる中、警察官は地域にとってより身近な存在として、相談や話を聞いていただける体制づくりが求められております。しかし、その一方で、警察施設再編整備等による統合が進められていることから、警察官の存在が地域から遠くならないよう、

地域パトロールやふれあい活動を通じて犯罪予防においてその存在意義を見出せるような体制づくりが必要であるのではないかと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 12番西山議員の質問にお答えいたします。

本市の入札制度につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の基本事項でございます透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保に加えまして、市内事業者の受注機会の確保を念頭に置き実施してきているところでございます。

これらを踏まえた上での課題でございますけれども、本市では合併以降試行的に、入札の透明性を確保するという観点から、予定価格の事前公表を主として行ってまいりましたが、このことは事業者が工事の実行予算を積算する努力を損なう可能性を含みまして、またあらかじめ低入札調査基準価格等を推計して参加される懸念があることから、今後は予定価格の事後公表を原則することについて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公正な競争の促進の観点から見てみますと、指名競争などでは笠間市を一体として指名選考しておりますけれども、落札業者の動向を見てみますと、合併前の旧市町を超えて受注するという事は少ない傾向にあるということが挙げられます。

いずれにしましても、入札制度には完成形はございませんので、社会状況、経済状況により適宜対応する必要があることから、今後も入札結果等の状況を分析するとともに、国等の動向を踏まえた上で継続して構築してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

12番（西山 猛君） 順番に再質問させていただきます。

（1）で質問しました地域防犯に対する市行政の取り組みの部分ですが、過日、新聞報道によって防犯パトロールについて委託ということで出ていましたけれども、緊急雇用創出事業ですか、交付金や助成金ということで少なからずとも予算を出していると思っておりますが、私はせっかく地域に根差した、密着した、地域住民それぞれがボランティアという思いの中で、小学生や中学生、あるいは近隣の独居老人などのフォローをしているという実績を踏まえたときに、金額は別としても、そういう既存の防犯ボランティア、団体とまでいなくても、行政が認めるそういうボランティア活動者に、地域防犯のためにこういうことを考えているんだということをまずは接点を持つべきであろうと思っております。その人たちをさておいて、別な団体、その中身はわかりません。どんな方が緊急雇用創出事業の中の対象者になっているかわかりませんが、水戸市の関係する団体を聞きますと元公務員とかそういう方がいらっしゃるようです。つまり正義正論を語っているけれども、そこは天下り先になっちゃう。それは微々たるものですよ。日給月給のようなもの、1日行くと幾らとか、こういうレベルのことではありますが、地域に根差したことを考え

るとすれば、まだまだほかに人材もいるであろうと思っております。お役所のやる仕事だから元お役人に対してフォローするのかよというようなことを私は言っているんです。それが地元に対して果たしてプラスかマイナスかといったときに、合併して笠間市が誕生してから今まで6年目、こういう活動をやっている皆さんに、市が認め、一部の予算でもそこに手当てをするというのが私は筋ではないかと思えます。そこ以外にもし必要とするならば、そういう別な団体をつくり、あるいは委託するという。警備会社関係でしたっけ、この笠間市については、ちょっと記憶が定かじゃないですが、そこに委託をしたということで新聞報道がありました。

せっかく市民が地域のために、自分のポジション、エリアのために一生懸命頑張っているのに、それを取り上げないで、ぽっと降ってわいたようなお話の中で、警察と連携をしながら地域住民のために、安心・安全のためにということで委託をしてしまう。当然、委託料発生していますよね。そういうことを、私、声を大にして言いたいのです。

今回の安心・安全の根本は何かというと、震災がありました。一番大事なことは、やっぱりきめ細かにどんな事情か即座に情報収集できる、そういう体制だと思っております。つまり向こう三軒両隣、希薄になっている人間関係を今回改めて痛感したと思うんですよ。ですから、私は地域のことは地域に任せるべきだろうと思っております。

当然、いろいろな問題、ハードルもあるでしょう。しかし、そういうことを指導していくのが行政だと私は思っています。行政が旗振りをして、地域のボランティア団体、そういう活動者に対して何らかの応援を市がすべきであろうと思っております。その次にこういう団体というのはあってしかるべきかなと思っております。

少なくとも水戸市の件につきましては、委託を受けた会社にいろいろなところからのいろいろな方をあれしているようですが、部分的なレベルかもしれませんが、元公務員という人が行っている、これは現実ですよ。それがもし行政が関係する元職員のためにということであれば、順序としては、その前に地域住民のボランティア団体をきちんと認め、活動をさらに促進させるべきだと思っております。それが防犯という観点からいけば一番直結であると思っております。

ですから、そこについては、今の状況はわかりましたから、さらにそのすそ野を広げるために既存の団体などに協力を要請してそこに予算化する、そういう考えがあるかどうか、いま一度お伺いします。

それから、2番目については、協定ということで、地域の安心・安全ということですから、対暴力団との関係というのがあると思うんですよ、当然入札なんかも含めて。その部分がトップスリーに入っていなかったようなので、私ちょっと気にかかっていることがありますから、それをちょっとお聞きしたいと思えます。その協定はどんなふうな協定なのか。

市内の警察施設の関係、これ縮小されましたということ。配置については、いろいろ問

題があるので出せないということです。

4番目に、統廃合によりということですが、部長の答弁の中に、機動力が向上したと言っているんですよ。その根拠は一体何でしょう。機動力というのは、例えば車両の変更だと。夜中でも二輪車で、別に人員が専属がいて急に発動できるとかそういうことであって、既存のままでそこに人が集まったところで、それは機動力に直結するとは思えないんです。特に常磐線と水戸線が笠間市内はあります。線路を越えると非常に問題があるんですよ。そういうことも含めて、その機動力が向上したというのは何を根拠なのか伺います。

友部駅前交番の件について、私、駅前に交番はありきだと思います。しかし、以前に、既にお話が出ております畜産試験場跡地の反対側、あれは県有地で約1,000平米ぐらいあったと思うのですが、そこに交番ができるだろうということで、移転するという話がありましたね。駅前交番ありきなんだから、駅前交番残したらいいんですよ、規模を縮小して。そう思うんですね。拠点をあそこにつくることが、旧北川根地区の皆さんに対する配慮だと思うんです。そこに機動力がこういうことなんだよというのがセットになると思うんです。私はそう思うんですが、駅前に交番を残すこと、それは小さいものでもいいです。そして、当初の計画どおり、移転先ということよりもあそこに拠点を置くということ。

これは県警ですから、当然県の予算が伴うことです。ただ、そう言ったら何もできません。笠間市の考え方というか、思いということで、代表の笠間の市長さんは県議会経験者でございますから県との太いパイプ、そして副市長さんは県から来ております。そういうことも含めて、県との連携をいま一度できないかと私は思っております。駅前に交番ありき、そしてあそこに新しい交番ができるということが可能かどうか。可能じゃなくても、こういうことが要望できるかということが一番大事なことで、努力をしていただきたいと思っております。

交番の件については、機動力の話ありましたけれども、笠間警察署はここから約9.4キロあるんですね。思ったよりありますよね。約13分ということ。そして、水戸につきましては約19キロ、24分かかっております。そして、お隣にあります石岡警察署が約22キロ、27分かかっております。桜川警察署、もとの真壁署、ここが約35キロあります。45分ぐらいかかります。もちろん緊急車両の走る速度は違いますから、時間的には多少圧縮はできるでしょうけれども、そして結城警察署が約1時間、48キロあります。その間に筑西警察署、筑西警察署は元消防長の古巣ですが、状況としては50号にかかわる警察署になっております。

そこで、今の笠間警察署の位置は、これからの笠間市づくりに関しては、ややもすると偏ってしまっているのかな。つまり水戸、笠間、筑西、結城と50号沿いなんですよ。こっちは6号の石岡署なんです。ここがぼっかり空いてしまうんですね。つまり355号線沿いの北関東の友部インター付近、そういう部分を考えないといけないのかなと。北関東が開通しますと、犯罪の動向も変わってくると思っております。そういうことも含めまして、

当然県にかかわることですけれども、友部駅前交番を残す件、これは縮小しても残す。もう一つ、交番の新設、それは旧畜産試験場跡地のこっちから向かって左側、小学校の地続きですね。そこに前の予定どおり移転ではなくて新設、そして笠間警察署の移転、こういうことが、私、政治のビジョンだと思うんですよ。

そういう中で、さらに、安心・安全な部分というのは、警察署員、警察官に防犯という定義を押しつけるのはなかなか難しいと思っております。元警察署長を前にして大変失礼ですが、今、防犯課というのはなくなりましたよね。10年前だか15年前だかわかりませんが、私の感覚では、防犯課というのは、多分いろいろな相談の窓口だったりなんかして、未然に防ぐ、防犯という趣旨だと思うんですよ。今、防犯課はないんです。多分そぐわないんですね。今は事件処理ということで、事件が起きたときに処理をするというふうに変わってきてしまっていると私は思っております。

そこで、その狭間を青色回転灯を使った防犯パトロール隊や、腕章をつけた、あるいは蛍光のジャンパーを着た民間の人たちがその狭間を担っている。空き巣やちょっとした車上荒らしだとか、そういうことに対する抑止力になっていく。これが多分今の世の中、社会全体の流れであろうと思っております。凶悪事件に発展しないように、その狭間が大事な部分であると思っております。そこに予算化すべき市の行政の姿、体制があってしかるべきだと思っております。その点、もう一度答弁いただきたいと思っております。

警察署の大きい意味で2点、これは要望ですから、県に対する要望、市長さん、副市長さん、あるいは執行部の皆さんがそういう考えであるかどうか。要望していこうということを考えているかどうか、お聞きいたします。

それから、本市周辺総合して一体的になるかということ、部長の答弁正しいと思っております。だから、一生懸命ここで、笠間署の拠点はどこだ、交番はどこだと。行政というのは縦割りですから、地方行政は地方行政の中できちっと枠組みの中でやっておりますから、当然一体化というのは難しいと思っております。ですから、口を酸っぱくしてこのことを言っているんです。交番の位置や警察署の位置、そういう関係をどんなふうにしていったら笠間市のためになるかということ、私は、今、この質問席に立って質問しているわけでございます。

当然のことを部長は今答弁なさったのですが、それはわかりましたから、今後、防犯という部分について、当然市長からもいただくようになると思いますが、県に対する要望の部分としてそういうことがありきかどうか、これは部長の口からもお願いします。

2番目に質問しました入札制度の見直し、総務部長、私、個人的にも部長にいろいろ問い合わせをしたことがありますけれども、お役所が煩わしいことから逃げているんじゃないかと思うんですよ。一番は地場産業の育成というのが大事なんだろう、こんなご時世だから。ですから、事後公表がどうか、例えば受注機会を与えとか、競争の原理が働いているんだと、そういうことを言っておりますが、むしろそれはお役所として楽な道で

あろうと思うんですよ。それが競争性に直接直結するかといったときに、仮に競争性があつたにしても、地元業者は浮き沈みが余りにも起きてしまう。

つまり我々もいただきます、入札の結果というやつ。7社なら7社、競争しました、結果が98.5%ですとか、落札率。それは、100%の数字を先に単価を出しているからそういうことなんだということ今言っていますが、これってどういうことなんでしょうね。一方で70%とか75%、前回も大きい工事で低入札価格ということでありましたけれども、どうでしょうか、入札制度は地域性をつくる第一の行政手腕というか、そういうふうと思うんですね。その入札制度をガラガラポンにしたから何も問題ないんだというのは、皆さんが問題ないだけであって地域性はなくなってしまう。

つまり98%や99%で、みんなこぞってそういう数字で落とすというのは一体どういうことなんだと、ややもすると業者間で何かあつたのではないかと、このように疑ってかかるべきですよ。そこで面倒くさいから制度を変えちゃおうというのは、何の解決にもならないと思うんですよ。そういうところにもう一步踏み込んだ発注側と受注側の関係というのをつくらないと、いつまでも力のあるところが残って、そうでないところがなくなっていくという国の施策になってしまう。私はそういう心配をしている。だから、地場産業の育成といえ、やはり底上げをどういうふうにするか。

少し前の入札の中で、点数制度を用いたのがありましたね。たしか500点とかそんな数字でやりましたね。500点って、ぽーんと登録すると500点らしいじゃないですか。私は詳しくわかりませんが、業者として入札したいんだと登録するとそこで500点、ということは全部入っちゃう。その中で競争性があるかといったときに、競争性はあつたにしても、どんな仕事がどんなふうにできていくか、実績も何も全く関係なくその入札が終わってしまう。果たしてこれでいいんでしょうか、混乱をもたらして。

つまり私が言っているのは、それなりの仕事に対してそれなりのランクの人をちゃんと、適材適所の人事と一緒に、私はそうすべきじゃないかと言っているんですよ。ABCがあるならABCにしてもいいし、点数で500だ、600だ、700だとあるならそれでいいし、500以上という700も800も入っちゃって、800はあるかどうか別としても、そういうことを言っていると思うんです。それでは競争性とは意味が違うんじゃないか。地場産業の育成の観点から、いま一度入札制度に問題点はなかったかお聞きしたい。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 西山議員の再度の質問にお答えします。

防犯パトロールの件ですが、先ほど回答の中にも、青色防犯パトロールというのを北川根と滝川地区のボランティアの方をお願いしてまして、それをさらに細かくといいますか、委託で行っている部分につきましては夜の8時から朝の4時までですので、この時間が犯罪の危険性が高いということで、ここはボランティアでは大変だろうということで、議員ご指摘のように水戸にある水戸警備保障という会社に委託してございます。

今後ですが、ボランティアの限界等もございますので、団体と協議しながら、策があるかどうかは模索していきたいと思っております。

また、暴力団関係についての協定ですが、先ほどの答弁の中にも、特に警察署と協定して進めている事業はございません。ただ、市としましては、入札関係で協定しているものもございますので、その辺は総務部長から答弁すると思えます。

それから、機動力につきましてですが、パトカーが何台ふえたとか、バイクが減ったとか、そういう情報はいただけませんので、ただ、統合したことによるスケールメリットで、先ほど申し上げましたように、2人体制になったり、また勤務時間が長くなったりということで、四六時中出勤できるということで、明確な根拠はございません。

それから、笠間警察署と友部交番の関係につきましては、今は交通安全課で犯罪予防、防犯活動を情報提供をいただきながら実施しているというのが現状でございます。

また、今後の警察に対する要望でございますが、友部駅前交番の計画が出ていますので、スムーズな建てかえができるように市としても協力することは協力しながら、また時期を見ながら市内の周知を行うとともに、笠間警察署には警ら活動の強化などによる地区住民の不安解消や地区住民の連携による防犯活動の強化など、パトロール体制の強化について要望してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 初めに、市と警察で交わしている協定についてお話をさせていただきたいと思えます。

平成20年4月8日に笠間市長と茨城県笠間警察署長の協定がございまして、笠間市建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定ということでございます。警察署長は、笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱に掲げる措置要件の各号の一つに該当すると認める事実を確認したときは、市長に対し速やかに通報するものとするとか、この通報を受けた場合に市としましては、有資格業者が指名除外の対象に該当すると判断したときは指名除外等の措置を講ずるといような協定内容でございます。

続きまして、入札制度のことについてでございます。議員の方から、例えば事前公表から事後公表などと簡単に切りかえるというのは早計ではないのかと、何よりも地元業者の育成という観点が必要ではないかというご指摘でございます。

私も、先ほど入札を執行していったの課題は何かということでお尋ねがございましたので、いろいろと公共工事の入札についての基本事項等についてお話をさせていただきました。その中でも、やはり市内事業者の受注機会の確保を念頭に置くというのが非常に大事なことではないかと考えているところでございます。

例えば入札に当たって、条件付き一般競争入札を実施する場合に、総合数値という点数で若干区分けをさせていただいている部分がございます。例えば1,000万円から2,000万円未満については500点以上であるとか、6,000万円以上1億円未満、それ以上については

700点が必要ですよというような条件をつけさせていただいているのは、確実な工事の履行を求めるための担保ということで点数づけをさせていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

12番(西山 猛君) 答弁になってない。500点の上というのはどういうことなんだ。

議長(柴沼 広君) 総務部長埴 栄君。

総務部長(埴 栄君) 今申し上げましたように、例えば2,000万円未満の工事については500点以上ということで、これを基本的な事項として入札させていただいております。500点以上であればどなたでも参加できるということで、これらについては経営事項審査の点数を言っているところでございますけれども、この点数が常にこれでいいのかどうかというところは、模索しながら考えていきたいと思えます。

基本的な考えとしましては、ある程度の数字を持っていれば工事を受注する意欲がある方はどなたでも参加できますというような趣旨でございます。

議長(柴沼 広君) 先ほどの件に対する要望はだれが答弁するの。警察署の移動だとか新設だとかの話は。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

警察署に限らず、合併によって行政機関が今の位置でいいのかどうかというような課題は出てきております。これは警察署もわかりでありましょうし、国の機関だとか県の機関、合併前はその位置でよかったものが、合併して広域になることによって、その広域全体の中でどうなのかというのは、これは私は一つの課題であると考えております。

ただ、笠間警察署の場合は、合併も見込んだいわゆる旧西茨城、その中で旧笠間市にあったという位置づけでございます。ただ、その時代と状況が変わってきているということも事実でございます。

そこで、警察署の交番を含めての話でございますが、友部のインターチェンジ周辺はどうなんだということでございますが、現在の警察署はまだ機能的には建築物含めて十分使える状況でございますので、建て直すようなときにはそういうことも議論が出てくるのではないかなと思っております。市の中で、現在、そこに誘致するという考え方はございません。

それと、友部駅交番の件については、この前全協でもご説明申し上げましたように、現在地で、地区交番でなく今のままの友部交番、駅前交番として建てかえるということで警察の方からも報告を受けていますし、先般、地元説明会もさせていただいたところでございます。

それで、友部二小のわきに新しい交番の誘致も含めてしたらどうだということでございますが、現在のところ友部駅前交番の建てかえが最優先でございます。友部二小のわきに

新設交番を誘致するという事は、ちょっと現実的ではないのではないかなと思っております。

議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

12番（西山 猛君） 前後しますが、まず入札制度について、受注機会を与えるということは地場産業の育成に直結しているかということ、私は疑問を持っているんです。点数というのは、先ほど言ったように用意ドンで500点になってしまうんですね。実績も何もなくて要件が整っていれば、その人は仕事ができる、受注機会があるということにつながると思うんですね。それはそれでいいです。ならば、さらに細かく、500点以上ではなくて、500点から何点、その次また何点、こういう分け方ができないのか。それは仕事に見合った実績や内容で合わせることができないのか、そういうことを言いたいんですよ。

それで、先ほど部長逃げていますけれども、98%や99%で落札するという事、これはややもすると談合があったんじゃないかと、役所側はそう見ているはずなんですよ。つまり高どまりを防ぐために、違った考え方をして、違った競争をさせて、結果として65%があったり、99%、あるいは100%があったりして、ならして83%ですよと、こんな報告をしたいのかなと思っております。むしろもっと地元の業者と地場産業のために、この震災を機会に、もっと連携をとりながら仕事の内容、受注のあり方、発注のあり方を議論すべきじゃないかなと思っております。そこに行政ができないことを、つまり政治が入っていく、私は政治はそういう役目だと思っております。

警察署の件も、市長、ごもっともですよ。建物が古くなれば建てかえるんだから、建てかえついでだから移転しようと、この論議はあります。しかし、私は、今の状況でマックスのことをやれとは言っていないよ。この辺でいいんじゃないかなという動きを、私は政治の中でありきかなと思っております。それが、市民に希望や夢や可能性を与える市長の立場じゃないかなと、そのように思っております。

議長（柴沼 広君） 西山議員、時間が来ました。

12番（西山 猛君） 市長、もし何かあれば、その件について可能性があることをやっていただきたいという思いで私質問しましたので、お願いします。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員のおっしゃることもよくわかります。行政も夢を与えたり、政治も夢を与えることは必要でございますが、私は、笠間警察署については、現実的な発想で、現在地で建てかえ時期が来たときに議論すべきことではないかなと思っております。

それと、友部二小のところに新設交番の件に関しては、友部二小ということに限らず、地域の防犯というのは大変重要でございますので、必ずしも警察署の交番がふえていくというような状況ではないと思います。そういう中では、現在、県内でも神栖かどこかでや

っていると思いますが、民間交番、そういうものを考えていくことが私は必要なのではないかなと思っております。警察のOBや防犯ボランティアの方のパトロールの拠点としてそういうものを設置していくことは、今後検討していきたいと思っております。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 入札制度といいたししょうか、条件付き一般競争入札等の総合数値、点数が現行例えば500点以上というように、一把一からげのシステムを基本として行っているところでございます。経営事項審査は、単に提出すれば500点もらえるというものではなくて、過去の実績等も経営状況も勘案した上での点数づけになるわけですが、これを500点以上という一律のやり方ではなくて、工事内容等によっては区分けをしていくことを検討していきたいと考えております。

12番（西山 猛君） 市民生活部長、答弁抜けている。防犯ボランティアに対する予算化。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 防犯ボランティアの予算化ということですが、それは基本的に現在行っている夜間の防犯パトロールについての委託先の中で検討させていただきます。

議長（柴沼 広君） 12番西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分より再開いたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番蛭澤幸一君が所用のため退席いたしました。

次に、21番市村博之君の発言を許可いたします。

21番（市村博之君） 一般質問に入る前に、一言申し上げます。3回質問を行います。1回、2回は原稿に基づいて質問させていただきます。1回、2回は大変抽象論でございますので、どうぞ真意をお酌み取りいただきましてご回答のほどお願いしたいと思います。二つ目は、私は大変言語不明瞭なものですから、多少大きい声でしゃべりますので、その点ご了解願いたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

東日本大震災という未曾有の大惨事が起こりました。多くのとうとい命が失われました。大変悲しむべきことでもあります。しかし、その中で、被災者の皆さんの自制心、団結心、公德心、そして災害の現場での自衛隊員、消防隊員、ボランティアの皆さんの活躍、また原発の現場で危険を顧みず懸命に復旧に努めている多くの人々の努力に対して、世界じゅう

うの人々から驚きと称賛の声が寄せられました。また、世界じゅうの人々から直接また間接的に支援を受ける中で、我々はこの不幸な出来事を通じていろいろなことを学び、発見いたしました。

その一つは、我々にとって至極当たり前のことが、世界の人にとっては信じがたい行為だということであります。被災地における無秩序、そして略奪、支援物資の奪い合い等々は、他国にあっては当然のこととして起こります。しかし、我々日本人にとって、それこそが信じがたいことであります。我々にとって、自制、協調、思いやり等の精神は当然のごとく働くのであります。

人間は、ほうっておいても大変利己的であります。自分中心であります。特に戦後の風潮や教育は、人権という名のもとに、他に対して要求すること、特に国や地方自治体に要求することが人権であると考えられる傾向があります。そういう状況にあっても、今回の被災地の皆さんの行動は、日本人の美質を十分に発揮し、世界の人々に尊敬の念を抱かせることになりました。

この日本人の美質は、花鳥風月に象徴される四季折々の美しい自然の中で培われた美意識、テレビドラマや「水戸黄門」に描かれる勧善懲悪の世界に代表される規範意識、そして各地の風土にはぐくまれた共同体意識、それが今回の震災において世界の人々に驚愕の念を持って称賛されたものであります。世界に誇れるものです。

今や、いや、今も昔と言った方がより適切であるかもしれませんが、世界は常に困難のきわみにあります。そして、今の困難の特徴の一つは、政治、経済、社会の構造の多極化にあります。価値観の多様化にあります。それは簡単に言えば、何が幸せかといった幸福観の違いに集約されるかもしれません。我々にとっての幸福が彼らにとって幸福になるとは限りません。

今、世界の混乱は、価値観の相違が大きなもとになっていると考えます。キリスト教に裏打ちされたアメリカ西洋文明、イスラム教を背景としたアラブ文明の衝突が代表されるものです。そして、残念ながら今は「話せばわかる」といった状態になっていないことは、皆さん既にご承知のことであります。意思と意思との、価値観と価値観との過酷なまでのぶつかり合いです。文化と文化の対立であります。そして、残念ながら当分おさまる様子がありません。

このような世界に我々の子どもたちは入っていくことになります。今の日本はあらゆる分野で世界との交流なしにやっていけないことは、今さら説明するまでもありませんし、また、もっともその機会が比較にならないほどふえることも間違いありません。外国との交流が日常茶飯事になると思われます。そのとき子どもたちが求められ、必要とされるのは、日本人としての自己同一性であろうと思います。世界的に認められている日本人の伝統文化、そして精神のありようだと思います。今度の震災で見せた東北人の行動と精神の原理であります。

我々は、他国の人との違いを完全に埋めることは不可能かもしれませんが、文化、文明の違いを完全に乗り越えることはできないかもしれません。しかし、理解し、共感することはできます。我々と他者の違いを意識し、受容することはできるかもしれません。そのために、まず我々が日本の伝統文化を見直し、日本人としての自己を確立する。そして、他国の人々に、まずその文化、生き方と言ってもいいと思いますが、その違いを認めてもらうことが必要となります。それが無用な摩擦を避け、互いに一定の好意を持って交流できる人たちと考えます。

これから質問する国語教科「日本語」の導入問題は、世界に認められた、そして敬意の念を持って評価された日本の伝統文化、精神文化の涵養にぜひとも必要と考えられるからであります。日本人としての自己同一性の確立に、ぜひとも必要と考えるからであります。

世田谷区の教育長若井田正文氏の論文に、要約すると、多様な文化や言語の人々と良好な人間関係を築き、ともに仕事をするためには、深い思索による豊かな自己を持ち、それを表現する力が必要である。その基礎を養うのは、母国語、すなわち日本語の力である。言葉には文化の背景がある。日本語の背景は文化である。ゆえに、日本語を深く理解するためには日本文化を深く理解しなくてはならない。また、逆に日本文化を深く理解するためには、日本語の深い理解が必要である。学力向上と豊かな人間性の育成とすべての教科向上には、思索の基盤である「日本語」が基礎であり、それだけ重要な学科である。

これは、さきに提出いたしました質問趣意書にあるものです。大変同感するものでありますから、あえて質問趣意書に使わせていただきました。

世田谷区にあっては、既にこの教科「日本語」を導入し、総合学習時間の中に組み込み、児童生徒に学習させております。飯島教育長も既にご承知のとおりと思います。

そこで質問に入ります。

1、国語、言葉をかえれば「日本語」についてどのように考えているか。国語の時間の学習のねらいと人間形成における役割といったものであります。これは私の質問の仕方がまずいので、大変抽象的でありますので、答えに苦労したと思いますが、大変申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目であります。日本語における古典教育の重要性についてどのように考えているか、お願ひいたします。

次に、3番目であります。当市の小中学校における総合学習時間の取り扱いと具体的な授業内容についてお願ひいたします。

第1回目の質問を終わりにいたします。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 21番市村議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国語についてどのように考えているかというご質問ですが、私は、国語は、日

本人が生きていくために一番基本となる能力であると考えています。私たちは、日本語で物事を考え、コミュニケーションを図ります。また、日本の文化や伝統も、日本語によって受け継がれてきました。日本の歴史の中ではぐくまれてきた日本語が、人間としての知的な活動や文化の創造や継承などに欠かせないものであると考えています。

次に、古典教育の重要性についてでございますが、古典と言われる作品は、歴史の中でつくり上げられ、継承されてきた文化的に高い価値を持つものです。それを学ぶことは、日本人の感性に触れたり、いつの時代であっても変わらない人としての思いや生き方に触れさせたりすることができ、さらには我が国への愛情をはぐくむことのできる大切な教育であると考えています。古典教育に欠かせないのは、ただ古典を暗唱したり、リズムを味わったりするだけでなく、その背後にあるその時代に生きた人たちの物の見方や考え方に触れさせていくことが重要だと考えています。

次に、笠間市における総合的な学習の取り扱いと内容についてですが、総合的な学習の時間は、教科にとらわれず、探究的な学習を通してみずから課題を設定し、主体的に判断しながらよりよく問題を解決する資質や能力を育てることを目的として、平成12年から段階的に小学校3年生から中、高等学校で導入されたものです。この学習には教科書がありませんので、各学校では「笠間を学ぶ」など共通のテーマを設定し、そのテーマのもとに子どもたちが自分で課題を設定し、調査をし、資料を集めて課題解決を図り、まとめて報告し合うという流れで実施しております。

具体的な学校のテーマですが、学年ごとに、例えば「笠間のよさを見つけよう」とか、「私たちの地域を見つめて」といった郷土学習、「調べてみよう、見てみよう、環境問題」などの環境学習、「人にやさしく」など福祉学習が多く設定されています。これらに加えて、中学校では「職業を学ぶ」など進路指導、「市民としてできること」などの市民学習などがテーマとして設定されております。

子どもたちは、学年でのテーマのもとに、「笠間焼について」とか「学校の周りの植物」など自分で課題を設定し、主体的な学習を進めているところです。

なお、今般の学習指導要領の改訂で、総合的な学習の時間に当てられる授業時数は削減され、小学校で週2時間、中学校で週2時間程度となりました。

議長（柴沼 広君） 市村博之君。

21番（市村博之君） 大変丁寧なご答弁ありがとうございます。国語についての考え方、古典教育の重要性については、世田谷区の教育長、私も、多分教育長も同じだと思います。

昔、学生時代、世界的な数学者岡 潔先生が「数学は情緒である」と。我々文科系の間は、何で数学の先生が情緒と言ったかよく理解できませんでした。つい最近も、「国家の品格」をお書きになりました藤原正彦先生が同じようなことを言っております。簡単に言えば、国語がすべての学科、思索の中心、感性を豊かにするものであるということは、

今の教育長、私、同じだと思います。それを前提にしまして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問に入る前に、その質問の前提となります「伝統とは何か」と考えてみたいと思います。私なりに考えてみました。伝統とは、長い歴史の流れがつくる現実の様式だと言われております。すなわち我々の日々の生活にも脈々と受け継がれた生活の常識であります。そして、長い日本の歴史の中で醸し出された精神文化、そしてその精神の発露としての行動様式があります。それが伝統だと私は考えております。

今回の大震災における東北人の行動、日本の伝統に裏打ちされた行動が、世界の国々の人々に称賛を浴びたわけですから。昔から綿々と受け継がれた日本人の美意識、規範意識、共同体意識が、世界的に、そして敷衍的なものと世界に評価された結果だと思っております。

実は、ここに古典を学習する一つの理由があります。古典には、日本人が育ててきた真、善、美のすべてがあります。人生観、無常観、勇気、優しさ、悲しさ、自己犠牲、その他もろもろの徳目があります。日本人の感性は、日本民族の英知の宝庫であります。日本のすべての伝統の源であります。

論語の主要なテーマは「仁」の心だそうです。「仁」とは、人への愛であり、人への思いやりだそうです。他人の不幸をじっとそのまま見過ごすことができない心が「仁」であり、そしてその実践が「おのれの欲せざるところ人に施すことなかれ」の言葉がそれを端的にあらわしていると言われております。

今、学校においていじめの問題が起きております。この「仁」の言葉の意味を深く理解すれば、いじめの問題の解決に役立つと私は思います。

今、社会は無縁社会になりつつあります。つながりのない社会、血縁とのつながり、地域社会とのつながり、会社とのつながりが大変希薄になった社会であります。少子高齢化の今の社会で、最も必要な社会とのつながりがなくなってしまうことでもあります。私たちの周りに独居老人がふえております。私たちも、いずれそのような環境に置かれるかもしれません。「仁」の心が本当に求められ、必要とする時代になったということでもあります。

ここに、改めて日本語、そして古典を深く学ぶ意義がある理由であります。日本人の伝統ある美意識、規範意識、共同体意識、具体的には優しさ、思いやりの心がますます必要であり、それがお金や物で解決できないものを補うものと考えます。

古典を通じてのよき伝統ある地域社会の再発見、そして相互扶助組織としての地域社会の再構築であります。そのためには、我々日本人が長く愛し、受け継がれた和歌、俳句、物語、随筆、その他もろもろの文学作品の学習が必要であると思っております。それを小学生といった低学年から学ぶ必要があります。なぜなら、体で覚える、暗記する、そして日本語の美しい響きやリズムを体得することが肝心だからであります。江戸時代の寺子屋の現代版であります。

そして、それを実践している自治体があります。それが東京都の世田谷区であり、新潟

の新発田市であります。現在、東京都世田谷区では、教育長も承知のとおり、教科「日本語」として、総合学習時間を利用し、深く考える力の養成、自分の考えや思いを表現する力、日本文化を理解し、継承する態度の育成を目的として行っております。その学習内容は、小学生では、1、日本語の響きやリズムを楽しむ内容、和歌、俳句、近代詩、漢詩、論語、その他を学んでおります。2番目には、漢字の成り立ち、日本の四季、年中行事、日本の伝統文化、舞台芸能、そして中学生では哲学、表現、日本文化であります。

そこで、第2の質問を伺います。

1、この世田谷の教科「日本語」についてどのように評価し理解するか、教育長にお尋ねいたします。また、本市において、あえて教科「日本語」申しますが、そういうものを導入する場合、課題として何が問題か、それをお伺いいたします。

2回目の質問を終わりにしたいと思います。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 市村議員の2回目の質問にお答えいたします。

世田谷区の教科「日本語」について、私は次の3点で評価しております。

一つは、教育委員会として目指すものを明確にして、特色ある教育活動として設定したことです。日本各地からの出身者や外国人も多く居住する首都圏で、日本語を教科として設定する意味は大きいと考えます。

二つ目は、平成18年12月に施行された新しい教育基本法の実現につなげたことです。新教育基本法では、第2条教育の目標の第5項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに云々」という文言が加えられました。世田谷区の教科「日本語」は、まさにそのねらいに沿ったものであると考えます。

三つ目は、教科として設定したことです。教科であるとするれば、各学年の目標や指導内容が系統的に押さえられる必要があります。そして、教科書が必要です。これらをクリアしたことは、労力的にも大変なことだと思います。

この世田谷区の取り組みは、新しい学習指導要領にも取り込まれ、小中学校の国語科の内容にこれまでなかった「伝統的な文化と国語の特質に関する事項」として位置づけられ、小学校から古典を取り扱うようになりました。

次に、笠間において教科「日本語」的なものを導入する場合の課題や問題点ですが、その第1は、必要感の共有です。今、多くのものが学校教育の中に取り込まれるようになってきています。例えば東日本大震災の後の防災教育、安全教育、原発事故後の放射能教育など、これから学校教育に導入されてくるでしょう。こういう中で、世田谷区の内容は、国語科で扱うべきだという考えも多くあります。

第2として、やはり教育課程の編成と教科書の作成です。これには専門家の指導が当然必要ですし、教科書には作品の選定やそれに伴う著作権の問題も大きいと考えられます。

現在、笠間市の教育委員会では、文部科学省に先駆けて笠間市独自の自殺予防教育の指

導資料を作成していますが、指導計画や指導資料ということで、同じような問題を抱えながら進めているところでございます。

議長（柴沼 広君） 市村博之君。

21番（市村博之君） 3回目の質問に入りたいと思います。

世田谷の教科「日本語」についての評価は、これは私も全く同感であります。また、教科「日本語」を導入する場合の課題と問題点ということで、必要性の共感と申しますが、これまでやる必要が果たしてあるかという問題だと思っておりますが、それも理解できます。あと教育課程の編成、一番問題は教科書の作成だと思っております。

それでは、3番目の質問の内容に入りたいと思いますが、実際、我々政研会で世田谷区の教育委員会に視察に参りました。いろいろ問題があったみたいであります。一番苦労したのが教科書の編成。ただし、世田谷は84万人の人口、東京であります。いろいろな知識人、文化人がおいでになりますので、大変すばらしい教科書ができております。これは教育長もごらんになったと思っております。この内容は、一読しますと、我々高校で習ったものが含まれているなという感じを持っております。これ果たしてできるのかという思いをしたことも事実であります。

ただし、日本で教科「日本語」を取り入れているもう1市が、新潟県新発田市であります。これは直接視察はできませんでした。先方に、私が問題点、課題点というものをピックアップしまして調査いたしました。先方の教育委員会の指導教育課長といたしましたか、長谷川さんから大変親切丁寧なご回答をいただきました。

調査内容につきましては、教科「日本語」の導入目的と経緯、教科書作成の過程と問題点、3、実施内容について聞きました。時間配分、指導教職員、児童生徒の反応、保護者の意見等であります。内容については申し上げます。

ただ、世田谷区で一番問題になったのは、現場の先生の抵抗と言っては大変申しわけないですが、反発が一番大変だったと。生徒、保護者は大変好意的であったということであります。

新発田市の内容も大体同じような内容であります。新発田市の教科書はこれであります。内容的には半分です。大変新発田市は苦労したと思っております。新発田市は人口が10万であります。旧越後新発田藩溝口家であります。赤穂義士で四十七士の中で一番有名な堀部安兵衛武庸の生地であります。その意味では、当市と、牽強付会的であります。多少つながりがあります。

この教科「日本語」導入につきまして、頑張れば笠間市も常州8万石の城下町としてできるんじゃないかと、私は期待しています。ただ、先ほどお話が出ました必要性ですか、それが無いと言われてしまえば、これは前に進むことはできません。

教科「日本語」の導入につきましては、いろいろな課題があることは十二分に承知しております。教育委員会は行政委員会であります。その権限は、地方自治法188に載ってお

ります。中に、教育課程、それと教材の作成ですか、先生の身分の取り扱い等がありますが、教育委員会は文科省の指導要領等の大変制約がきつい分野であります。

しかし、大阪府におきましては、橋下府知事のもとに、教育委員会を政治のコントロール下に置こうというような動きがあります。私は、決してこれが好ましいとは思っておりません。教育の中立性からいくと、果たしてどうなのかなと。これは市長も同じですが、我々はわかります。その都度教育内容が変わってはどうかという疑問を持っておりません。

そこで、質問といたしまして、それらを前提といたしまして、教育委員会として、教科「日本語」について、今後研究、検討する考えはないかということであります。

次に、市長にご質問いたします。

合併して6年になろうとしております。今までは、地域の同一性の確保のために建物、道路を鋭意努力してつくってまいりました。簡単に言えばハードの面の手当てであります。合併は大変難しいものがあります。旧笠間市においても、昭和30年初めのころの合併において、旧笠間町、稲田町、合併いたしました。本当に心から合併したなという認識を持つようになるのは相当な時間がかかりました。

そこで、国語、教科「日本語」を導入いたしましたして、我々の子どもたちに、孫ですか、ソフト面、すなわち教育を通して、特色ある教育を通しまして、地域の一体性、共同体意識の高揚を図ることができないか、できれば大変すばらしいものがあると私は考えております。

私は、もう65歳であります。教育は国家百年の大計であります。たぶんこの教科「日本語」を導入しても、その成果があらわれるころには、多分これも風化していると思います。しかし、新生笠間市のこれからを考える場合、教育を通しての共同体意識、これを図ることは大変重要であろうと思います。

そこで、市長に質問いたします。

市長は、行政委員会たる教育委員会に直接の指揮監督権はないと思います。ただ、今、私と教育長のやりとりを聞きまして、市長の考え方、所感を聞くことにつきましては失礼に当たらないと思います。そこで、所感があればお聞かせ願いたいと思います。

最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） それでは、市村議員の3回目のご質問にお答えします。

先ほど本市でする場合に私はその必要感の共有というお話をしましたが、例えば世田谷区も同じ問題を抱えているのは、小学校は教員がすべての授業をやっているのごく素直に入っていきます。しかし、中学校は担任がすることになっておりますので、それを体育の教師だとか理科の教師、専門の教師が国語科的なものを指導するというところにかなり抵抗があって、そのところが余りうまく機能していないというようなところがあります。

今、教育委員会として、教科「日本語」について研究、検討する考えはないかというお尋ねですが、私は、ただいま話したことも含めまして、世田谷区の取り組みにつきましては、その評価も含めてこれから調査研究していく必要があると考えております。

先ほども申しましたように、今般、学習指導要領が変わったことから、国語科の総授業数は小学校6年間で1,461時間、これまでより84時間ふえました。中学校3年間では35時間ふえました。そして、教科書には、例えば小学校3年生では落語の「じゅげむ」、小学校4年生で百人一首の和歌9首、それから5年生で「竹取物語」、「徒然草」、「平家物語」、祇園精舎というような冒頭の部分ですが、そういうもの。6年生では漢文と漢詩が取り上げられ、世田谷区の「日本語」教科書にあるような内容が取り上げられています。

本市としましては、現在、これらの教材の指導を通して、世田谷区でねらっているような日本の伝統文化や日本語の特色の理解、ひいては当時の人たちの物の考え方まで指導を深めていきたいと考えているところです。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 市村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

教育委員会は、教育委員長がいて教育委員がいる組織でございますので、議員がおっしゃるように独立した組織でございますので、市長の考え方が直接的に政策に反映するわけではございませんが、議員のご質問であり、私の考え方を申し上げさせていただきたいと思っております。

この教科「日本語」についての取り組みについてでございますが、私も、こういう取り組みを世田谷区、新発田市が全国に先駆けて行っているということは、認識的に不足をしておりました。今回、質問の中で、私どもとしても、世田谷区、新発田市の取り組みについて、議員からの教科書を含めて勉強をさせていただいたところでございます。

私の感想としては、両自治体が自前で教科書を策定しているということでございます。これは本当に教科書策定についてはご苦労があったと思っておりますし、その中で独自の日本文化、歴史、教育、そういうものにかかる両自治体の強い思い、そういうものを教科書を見ておりました感じたところでございます。

現在の小中学校の教育課程の中においては、その教科「日本語」の中に書かれているような短歌とか、俳句とか、古文とか、漢文とか、地域の歴史とか、そういうものを勉強する機会というのは限られた時間でしかないのではないかなと思っております。

一方で、議員もおっしゃっていましたが、いわゆる日本人の伝統的な価値観や心、そういうものが私は見直されつつある時代にもなってきたのではないかなと思っております。

特に、今回の大震災において、被災地住民のとった行動が世界の各国から称賛されたことは、まさしく教科「日本語」の中で教えております日本人の感性、情緒といった日本人の心を学ぶことから生まれてきたものではないかなと考えておるところでございます。

このような社会背景を考えますと、教科「日本語」の役割というのは私は重要であると思っております。笠間市の教育に今何が必要であるか。それについてはいろいろな意見があると思いますが、日本語の教科については必要な一つだと思います。

それと、この両自治体については、いわゆる特区制度を利用した取り組みであるわけですので、特区制度で認められておりますので、他の自治体が同じような取り組みをすることは可能であり、それほど手間暇はかからないことでもありますので、検討する必要性というのは高いものと思っております。

また、一自治体での教育の取り組みというのは、日本の場合、文科省があって、その方針のもとで動いておりますので、なかなか自治体で独自の教育というのは私も難しいのかなと思っておりましたが、この特区制度を利用することによって、一自治体でもこのような取り組みができるんだということを実証したものとしましては、私はこの両自治体の取り組みについては高く評価をしているところでございます。

笠間市において、この教科「日本語」を含めて、しっかりと今後の教育について何が重要かということを見出していく必要性はあるということで、私の感想といたしますか、感じについての答弁にさせていただきたいと思っております。

議長（柴沼 広君） 21番市村博之君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午前 11時52分休憩

午後 1時00分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番小藺江一三君が所用のため退席いたしました。

20番大関久義君の発言を許可いたします。

20番（大関久義君） 20番大関久義です。さきに通告いたしました1、東日本大震災について、2、岩間地域の安戸地区の道路についての2点について質問をいたします。

まず、東日本大震災についてお伺いいたします。

3月11日に発生した大震災は、今までだれも経験したことの無い大規模なものでありました。そして、その被害もまた予想以上に大きなつめ跡を残し、私たちの笠間市内でもまだまだ復旧が進んでいないのが現状ではないかと思っております。周りを見渡しても、屋根の上にはまだまだ青いブルーシート等が目につき、それだけでも被害の大きさを物語っているところであります。

そのような中、東日本大震災から6カ月が経過したところでありますが、この大震災による笠間市全体の被害状況について、またその後の復旧・復興について、以下お伺いをいたします。

1 番目に、市の施設や民間の商工業及び農業も含めた笠間市全体での被害状況についてお尋ねいたします。

2 番目として、笠間市管理の道路、上下水道及び公共施設、建物等の被害状況等についてお尋ねいたします。

3 番目として、これらの被害について、復旧・復興はどのようになっているのか、今後の計画をお伺いいたします。

今年度23年度での復旧予算は、20億円を超える額が見込まれました。年度内での復旧はどの程度進むのか。単独の事業と、いわゆる市独自の事業と、県、国の補助事業絡みがあると思われませんが、その進捗状況並びに今後の計画についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、震災の影響によって、今年度23年度で見直したり変更を余儀なくされた事業等は次年度に繰り越しをして実施していく方針なのか、それとも変更をするのか、どうなるのかも含め、ご答弁をお願いいたします。

次に、安戸地区の道路整備計画について、岩間地内の安戸地区に関する道路、都市計画道路土師栄町線整備についてお伺いいたします。

以前にも、私はこの安戸地区に関しての質問はいたしておりますが、この地域は旧岩間町時代からの重要な案件でありまして、合併の協議の中でも都市計画道路として合併支援道路の位置づけがなされている基幹道路であり、合併時の約束された道路であります。合併をして6年目に入りましたが、いまだに姿が見えてきておりません。合併支援道路であれば、今ここで姿を見ないと、計画をされていかないと、合併支援としては間に合わなくなってしまうのではないかと懸念されるのであります。

そこで、この都市計画道路土師栄町線はどうするのか、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。予定どおり計画を実施していくのか、または違う方法で道路整備を実施していくのか、お尋ねをいたします。

この道路の当初の計画では、常磐線を跨線橋をもってこの道路をつくっていく計画路線でありました。工事費用がかかり大変であるとの話も聞き及んでおります。しかし、合併の支援道路であり、先ほども申し上げましたが、大事な道路線なのであります。

また、岩間地区のこの安戸地区にとっては、昭和47年からの懸案事項でもありまして、この道路に対しましては大変期待されているのであります。どのような計画で進捗されているのか、お聞きいたします。

まず、最初にこの2点お伺いします。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 20番大関議員のご質問にお答えいたします。

市の施設、あるいは民間の商工業及び農業も含めた笠間市全体の被害状況についてで

ざいますけれども、現時点で市が把握できている範囲での状況といたしましては、公共施設が、一部事務組合を除きますけれども、約23億円、民間の商工業関係ですが、建物や商品の損壊、登り窯の崩壊等によるものが11億円、旅館の廃業や事業縮小に伴うものが約15億円、風評被害による観光客の減少やキャンセルに伴うものが約1億円、農業被害は福島第一原子力発電所において発生した事故による放射能物質の影響により出荷制限や風評被害によるものが約1億円、全体では約52億円以上に上るものと考えられます。

また、福島第一原子力発電所事故の収束の見通しが立たない現状が続いていることから、今後も風評被害等が拡大するものと考えているところでございます。

次に、笠間市管理の道路、上下水道及び公共施設等の被害状況についてでございますが、市道——ここには農道、林道等も含まれますけれども——の亀裂、陥没403カ所、上水道の漏水125カ所、農集も含めた下水道施設の損壊が59カ所でございます。

建物等の公共施設については、笠間支所が壊滅的な被害を受けるなどほぼ全施設が被災しており、被害の状況としましては、天井の落下、内外壁の亀裂、空調設備の不具合、給排水施設の破損等が主なものでございます。

また、学校施設の状況でございますけれども、市内の学校施設すべてが被災し、漏水、天井落下、ガラス破損などがございまして、これら施設全体では、大小160カ所以上の被害を受けているところでございます。

次に、復旧・復興について、今後の計画でございますが、道路、下水道、公園等の公共土木施設等につきましては、国の災害査定を受け、順次、本格復旧を進めているところでございまして、今年度内の完了を目指しております。

また、ほぼ全施設で震災による被害を受けました学校施設等につきましては、被災箇所のうち授業等に影響のある施設についての復旧は、笠間幼稚園を除いたすべての学校、幼稚園で終了し、使用できなかった体育館等についても2学期の始業日までにすべての学校で使用が可能となっております。

笠間幼稚園につきましては、現在も佐城小学校で保育を行っておりますけれども、本年度内の復旧を目指しているところでございます。

次に、体育施設の復旧状況でございますが、岩間海洋センターの体育館、岩間工業団地テニスコート、友部弓道場等につきましては、既に工事が終了し、現在、笠間市民体育館の耐震化整備事業の実施設計委託や岩間武道館の復旧工事を進めているところでございます。

なお、復旧についてはおおむね年度内には方向性が出せるものと考えておりますが、今後の中期的な対応としましては、現在策定中でございます笠間市総合計画後期基本計画において、重点化を図る視点の一つに、東日本大震災による影響をかんがみ防災力向上を掲げ、災害対応力の向上を図るとともに、災害に強いまちの実現を目指し策定してまいることとしております。

なお、事業の進捗状況でございますが、これら災害復旧関連の予算につきましては、現

在までの予算総額が下水等も含めて約21億円の予算になってございますが、執行率は約50%という状況でございます。

なお、平成23年度当初予算に計上しました事業で、必要緊急性のあるものについては同時並行的に進めさせていただいているところでございますが、まだ未着工のもの等については、見直し等とかそういうものを検討せざるを得ないのかなど。まだ確定はしてございませんが、私はそのように考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 20番大関議員の都市計画道路土師栄町線の整備についてお答えいたします。

土師栄町線の整備については、これまでの議会において数人の議員の方からご質問を受けてございます。これらの回答に当たっては、岩間駅周辺を重点的に整備し、駅周辺の市街化の動向を見ながら、本路線の整備について検討する旨述べてまいりました。この考え方は変わっておりませんが、土師栄町線を都市計画決定した平成2年度と現在を比較いたしますと、社会情勢が大きく変わっているのが伺えます。

こうしたことから、本市では、土師栄町線を初め、現在都市計画決定している38路線のうち、整備済み路線18路線を除く20路線について、今年度から都市計画の見直しの調査検討をしてみたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 大関久義君。

20番（大関久義君） 再質問をいたします。

笠間市における東日本大震災の被害状況については、総額でおおよそ52億円、そのうち建物が23億円占めるということでございました。相当の数と被害額であります。特に軟弱地盤の笠間地区での被害は、他の地区より大きいようであります。建物の被害を見てもそうでありますし、道路の関係も被害が大きくなっているようであります。

公共の建物については、特に旧笠間庁舎は使用不可能となり、仮設の庁舎を建てました。教育委員会の事務所も仮設のプレハブで建てて対応しておりますが、いずれも仮設ということで設置しております。今後の計画については、どのようなお考えなのかお聞きをいたしたいと思っております。

笠間支所、教育委員会の庁舎双方で1億円近くかけております。教育委員会の庁舎においては、本庁舎のわきに駐車場にするという目的のために土地を購入したばかりの敷地に設置され、渡りに船みたいでもありましたが、庁舎内の設備も備品もしっかりしております。地震による一時的な施設とするのか、長期的な計画の中で考えていくのか、今後の仮設庁舎に対するお考えをお伺いいたします。

また、一方の庁舎を見てみますと、岩間支所の1階部分は、支所機能の見直しによってかなりの空きスペースができております。これまでは生き生きとしていた岩間支所が、職

員の姿が少なくなってしまう、がらんとしてしまいました。もったいないなと感じております。スペースを有効利用していただきたいと思うわけであります。

また、バスの車庫も空いております。被災しない庁舎、施設等をうまく利用できないものかどうか、既存庁舎に対する考え方もあわせてお尋ねしたいと思っております。

また、このたびの震災では、国道355号線岩間バイパス沿いに設置いたしました巨大花瓶が被災をしてしまいました。これはイメージアップサイン整備事業にて、友部インター出入りに設置した石のモニュメント設置工事、巨大花瓶設置工事費2,199万円で整備されました。巨大花瓶の設置は1,000万円以上の費用はかかっていると思われまます。この巨大花瓶は、笠間の東の玄関口である国道355号線のわきに設置され、かなりのインパクトのある笠間焼の自慢の巨大花瓶でありました。しかし、設置後わずかの期間で被災、撤去されてしまい、現在は台座を残すのみの状態であります。

この事業は、100%の補助金のきめ細な交付金にて整備された事業でありましたが、今後の計画はどのようになっているのであります。台座を残すのみ、そのままにしておくのか、計画があるのか、お伺いをいたします。

また、一方、笠間地区では、笠間総合公園正面入り口に設置してあった超大みかげ石のモニュメントも撤去され、わきに横になっております。この大みかげ石のモニュメントは、根元部分にひびが入ったため484万円をかけ撤去されておりますが、笠間総合公園入り口のモニュメントに対しましても、今後の計画についてどのようにするのかお伺いをしたいと思います。

震災の後やらなければならない部分というのはたくさんあると思っております。優先順位を決めてそれらの整備をやっているものと思っておりますが、このようなせつかく大きなお金をかけて設置したものが一瞬でなくなっており、期待しておったものが今はない状態でありますので、今後の計画についてお伺いをしたいと思います。

次に、2番目の安戸地区の道路整備計画についてであります。部長の答弁では、笠間市全体の都市計画道路の見直しをする、いわゆる18路線が間もなくでき上がりつつある、残った20路線を見直しをするということですが、私は、合併支援の位置づけになっている栄町土師線でありますから、今計画がなされていないのでは、合併特例債の事業で整備するのは不可能になってしまうのではないですか、どうなんですかと尋ねております。都市計画道路土師栄町線が見直しによりさらに時間がかかるのであれば、安戸地区の問題として取り上げていただきたい。この安戸地区に道路が整備されれば、岩間第一小学校の通学路、岩間中学校の通学路の整備にもつながっていくのであります。

現在、笠間の市道岩間1-7号線が、拡幅を含め整備が進んでおります。同じく岩間2-8号線は、国道355号線が通学路としては大変危険であるため、迂回路として地域の住民と一体となって通学路の確保をした市道2-8号線であります。安戸地区に市道が整備されれば、この1-7号線、2-8号線がつながって整備され、通学路の確保にもな

ると思います。

また、1 - 7号線も朝夕の通学通勤の時間帯は大変交通量の多い路線でありまして、今、整備されました岩間、友部、大古山を歩いていくあの路線にこの1 - 7号線はつながっております。多くの方が利用しております。そして、岩間中学校の通学路と通勤、その路線が重複をして大変危険な状態であり、いつ事故が起きてもおかしくないような状態であります。早くこの安戸地区含めた中で通学路を含めて整備されてはいかがかと思うわけでありますので、再度質問をいたしたいと思います。答弁をよろしくお願いします。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 初めに、笠間支所が壊滅的なことになりまして、いずれ取り壊しということになりますけれども、今、笠間支所と教育委員会の教育棟というんでしょうか、プレハブで設置しているところがございますけれども、これらの仮設庁舎につきましては、今後、広く意見を集約し、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

岩間支所の空きスペースでございますけれども、今後その利活用を含め考えてまいりたいと存じます。

それから、バスの車庫の話もございましたけれども、現在、一時的ではございますが、これから笠間支所解体に伴う書類等がかなり膨大な数がございまして、それらの一時的収納保管場所として考えているところがございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長 仲田 幹雄君。

都市建設部長（仲田 幹雄君） 再度のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道355号に設置した大花瓶のモニュメントの件でございますが、この大花瓶につきましては、先ほど議員からも言われたようにイメージアップサインとして設置をいたしました。この大花瓶が3月11日の東日本大震災により被災したため、そのままの状況で置くことは大変危険であることから、解体撤去を行ったところがございます。

このモニュメントにつきましては、本市のイメージアップのみならず、地場産業である笠間焼の広告宣伝、またシンボリックな役割としてもインパクトがあったものと考えております。

ご質問のモニュメントの再設置の件でございますが、大花瓶のあった台座や照明装置などは現在も利用可能であり、多くの方より再設置についてのご質問があることから、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、総合公園の石のモニュメントでございますが、この石につきましては、旧笠間市が石の産地ということで、当時とれる最大の長さの石の塔を総合公園に立てたところがございます。長さが約12メートルで、重さが約40トン近いという大きな石でございます。これも大地震によりまして根元から壊れてしまったわけでございます。このモニュメントにつきましても、大変危険であるということから、大至急撤去をしたところがございます。

このモニュメントにつきましては、今後の設置の方法でございますが、現在設置してあ

った場所で展示をしてございます。それらを今後どのように一般の方に理解してもらうか、工夫をしてみたいと考えております。再設置については、現在のところ考えてございません。

次に、安戸地区の道路の問題でございますが、安戸地区は岩間駅西側の既存市街地に隣接しており、旧岩間町のとときに良好な居住環境の創出のために第1種住居専用地域の用途指定が行われた場所でございます。その後、平成7年度に第1種低層住居専用地域と用途変更いたしました。

ご質問の安戸地区の道路でございますが、この安戸地区、約9ヘクタール前後の面積がございます。これらの土地利用に合わせた道路整備というのが求められるのではないかなと考えております。したがって、土地利用に合わせて通学路の確保なども考えていった方がよろしいのではないかなと考えてございます。

議長（柴沼 広君） 大関久義君。

20番（大関久義君） 最後の質問になります。3回目ということであります。

いわゆるモニュメントは、目立った状態の中での震災に遭ってなくなってしまった。目立つんですよ。ただ、1,000万円以上かけてつくったものが一瞬で、竣工式も予定しておったのですけれども、竣工式もやらないうちに壊れてしまって撤去してしまった。それらについてはどうなんだろうと、一般の市民の方々の率直な意見なんですよ。どうしちゃったんだ、あれはということで。前向きに検討する、前向きに検討するというのは、本当に前を向いて検討するんでしょうけれども、具体性がないんですよ。我々に見えてこないんです。

そういった中で、震災に遭って、建物の修理が先にやられている。先ほど総務部長の答弁ありましたけれども、学校関係はいち早く直して、体育館も直して、2学期始まるまでに使えるようにするんだと、そういう方向でやっていく、それはわかっているんです。だけど、それが終わった時点で今後はどうするんだというのが、今の段階で前向きに検討していきたい、それではちょっと我々には見えてこない。まして市民の方たちには見えてこない。大みかげ石、あれだけの大きいものないですよ。あれだけの設置をする石がないということであれば、横になっているなら横のままでは何かを訴えていく、そういう何か工夫をしていかなければならないのではないですか。私はそう思うんです。

そういった形の中で、その箇所、箇所に対してどういうふうにしていくんだと。それらは内部で協議をして、前向きにという検討じゃなくて、今までは100%の補助金でした。だから、1,000万円もかけられたんでしょう。1,000万円も2,000万円もかけてつくられたんです。今度は一般財源でこれもやっていかなくちゃならない。そういう形なので前向きにというような表現になったのかなとは思いますが、それにしても、やはり担当の部署の中でこれはどうするんだというような、じゃあまた花瓶をつくるのか。

花瓶が壊れたときに私聞きました。保険は入っていたんですかと。保険がきけば、また

同じものが再生できるわけです。しかし、私が尋ねたところ、保険はあの花瓶には入ることができなかった、そういうお答えでしたね。だったら、それにかわる何かは考えていかなくちゃならない、そういうときに来ていると、私はそう感じるんです。

ですので、あの巨大な花崗岩ですか、みかげ石、あれは横になっているなら横になっている中で再利用を考えていくようなものをぜひ行っていただきたい、そういうふうに思うわけであります。

そしてまた、被災した中で、瓦れきの処理に関しましては、2回延長して民間の瓦れきの処理を役所が担ってまいりました。先ほども言いましたように、まだまだ屋根にはブルーシートがたくさんのかかっております。先に工事をした方が恩恵を受けることができ、後から工事をする人は自分で処理をしなくちゃならない。そういう不公平感も否めません。そういう声も聞きます。だから、せめて市民全般に共用できるようなものに関しては、いち早くどういう計画でこれをやっていくのか、そういうものは早くお示しをしていただきたいと思うわけであります。

そして、安戸地区の問題であります。ここに岩間地域の道路線の地図があります。この地図、コピーしてまいりましたが、1 - 7号線というのが新渡戸地区を通っているこの路線であります。拡幅を含めて今整備をしているということで申しましたが、この拡幅だけではなかなか処理し切れない量の交通量がございます。通学路も一緒であります。

それで、2 - 8号線は細い道路であります。4メートルちょっとぐらいの道路であります。しかし、これを地域の人たちが協力をして通学路にしようと、子どもたちの安全を図ろうという形で、これを通学路に指定したわけです。この大きい国道355号線の拡幅は見込めません。なかなか歩車道をつけようとしてもつけられるものではないので、事故も起きています、ここで。だから、地域の人たちが通学路としてここを指定して努力をしたわけです。

安戸地区はこの黄色くなっているところです。この黄色くなっているところを整備をしていけば、この路線とこの路線がつながって、私ども岩間地区では川北地域と呼んでいるんですね、桜川から北の地域を。川北の地域の子どもの安全、通学路の確保を図るためには、ここの整備はしていかなくちゃならない。

この整備について申しますと、昭和47年に町と労住協で協定を結んで、この土地の利用をしていこうということで始まりまして、紆余曲折はありました。しかし、今、ここの地域は、ここは最初は田んぼだったんですけれども、その地域に農地改良をいたしまして、今、平らになっております。そしてまた、この地域は国土調査除外の地域で白地のような状態でありました。合併前に国土調査をしようという形になりまして、国土調査をして、平成20年に国土調査が完了して、法務局の登記、いわゆる保存登記が平成20年8月に完了しております。当時から今まで39年、40年近くかかっているんです。せっかくここまで整備された土地でありますので、都市計画道路見直しをして延びていくのであれば、見直し

てつくっていくんだということであればいいんですけども、見直しをしてやらないということであれば、ぜひこの安戸地区、重要な位置であります。駅からわずか5分足らず、そういう地域であります。これらの整備を早くやっていただきたい。そう思いますので、都市計画道路見直し、それも結構であります。この安戸地域をとらえた中での整備をお願いしたい。よろしくご答弁のほどをお願いしたいと思います。

そしてまた、被災しまして、なかなか復旧・復興、困難を来しております。笠間市側もそうありますが、民間の人たちもかなりの被災をしております。それらの復興を含めた中で、やはり行政が指導しながらいち早い復旧をしていかなければならない、そういう時期だと思いますので、含めまして答弁をお願いし、最後の質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、大花瓶のモニュメントの前向きな検討ということで先ほど答弁いたしました、議員のご指摘のように、最初に設置したのは、きめ細かな交付金ということで100%の国庫補助を受けて設置をした。今後再生する場合に、その補助が見込めないということでございます。設置に当たっては、いろいろなご意見も聞きながら設置に向けて考えていきたいと思っております。

それから、石のモニュメントでございますが、これは現在横になった状態で展示をしております。これについても笠間市が石の産地であるということでございますので、それらを広くアピールできるようなPRを考えていきたいと思っております。

それから、安戸地区の道路の件でございますが、先ほども申しましたように、安戸地区、現在土地利用ができないような状況となっております。これらについては、都市的な土地利用、あるいは農地的な土地利用、いろいろ可能性があるかと思っております。しかし、通学路の整備が急務だということでございますので、道路の整備に当たっては、地域の皆様と協議をしながら検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） ただいま私どもとしましては、市民の方々が使う公共施設の復旧を最優先で取り組んでいるところでございますが、民間の復興について行政の指導をとという話でございますが、市としましても、関係各課協力しまして市民の皆様方と連携しながら復興に当たっていききたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 20番大関久義君の質問を終わります。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

12番西山 猛君が所用のため退席いたしました。

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行い

たいと思います。

東日本大震災から6カ月が経過しました。この間、1日として新聞テレビ等のメディアからこのニュースが伝えられなかった日はありません。地震、津波に加え、東電福島原発事故はさらに被害を深刻にしています。まだ瓦れきの撤去もままならず、放射能汚染はますます拡大し、いつ収束するのか先の見えない福島原発のことを思いますと、被災地のいつときも早い復旧・復興を望まずにはられません。

しかし、このような中で、皆さん方もご存じだと思いますけれども、8月29日NHKの夜のテレビニュースで次のようなことが報じられました。そして、その結果については30日から31日にかけて各紙の新聞で報道されました。それは文部科学省が福島県内とその近隣地域のセシウムの濃度地図を公表したのであります。そこには、何と福島県の大熊町では1平方メートル当たり2,946万ベクレル、浪江町では1,000万ベクレル、6市町村で34地点が、1986年のチェルノブイリ原発事故の際に強制移住区域とされた基準、セシウム137で1平方メートル当たり148万ベクレルを超えているというふうに報じられました。原発から80～100キロ離れたところにおいても高濃度の地点があり、放射性物質が福島の今の状況の中では広範囲に被害を現在ももたしているのが現状であります。

一方、笠間市における現状というのはどうなっているのでしょうか。東海原発からこの地域は40キロ圏内にあります。40キロメートル圏内には100万人からの人が生活しており、津波があと40センチ高ければ福島と同じ事態になったと言われております。東海村の村上村長は、100万人もの人を避難させる方法はない、原発を阻止しかないと強く主張しております。

この間、九州電力、原子力保安院、さらには北海道電力と、それらの説明会でやらせメールが明らかになり、原発は安全だと宣伝され、安全神話が作り上げられてきました。そして、今、そのような安全神話は崩れ去ったと言っても過言ではありません。今、国民は、原発への不安、不審を募らせ、全国に原発撤退を求め、再生可能自然エネルギーの転換を求める声が大きくなっているのが現状であります。

私は、3月の震災以来、機会あるごとに放射能の測定と公表を求めてきました。このことは、不安を募らせる市民に対する行政としての責務である、義務であると考えております。この原発問題に対する、まず市長の見解、所見を伺っておきたいと思っております。

2番目に、東日本大震災と福島原発事故に対する対応についてということで、何点が質問したいと思っております。

放射能汚染に対するより具体的な調査と不安解消のための対策について伺います。

私は、絶えず指摘してきましたけれども、まず第1番に、農地の土壌、放射能の測定、旧市町村単位で行っていただきたい。その地形を考慮した上で検査地の選定をできないものだろうか。また、農産物の検査もあわせて行うということが今求められているのではないのでしょうか。

二つ、学校等の教育施設の測定は現在行われておりますけれども、放射性物質が集まりやすい側溝や雨どいの下などを行い、数値が高い場合には除染すべきではないか。そのような方策をまず考えなければいけないと思います。その対策があるかどうか。

三つに、学校給食や市民の持ち込む農産物の放射能を測定するための測定器を市としても備えるべきではないでしょうか。市民の要望にこたえて、それらのことは測定できるように直ちにする必要があると考えます。

四つ目に、放射性量の測定の問題です。新聞報道では、おおむね茨城県は0.086マイクロシーベルト/時というふうに毎日報道されております。しかし、笠間市内の小中学校の測定値は、これは7月19日の週報に載っておりますけれども、一番高いところが岩間第三小学校、この文書には0.68と書きましたけれども、実際には0.293、一番低い小学校が佐城小で0.136、この結果を7月から8月ずっと全部調べたところ、大体この前後を推移しているというのが状況であります。この数値を見ますと、単位が、いわゆる県の単位とは一けた違うということが指摘できます。これをどのように考えたらいいのでしょうか。

国が、福島県の年間被曝量を1ミリシーベルトに抑えるというふうに設定しました。市の週報の中にも3.5マイクロシーベルトという数字は、今、週報には消えておる。1マイクロシーベルトとなっておりますけれども、笠間市の場合、この測定の数値から計算していくと、年間の被曝量というのは何ミリシーベルトになるのか。私が一番聞きたいのはそこです。特に高い数値のところの対策は急がなければならないと思います。また、放射性物質を含むほこりから内部被曝のおそれもあるわけですから、その辺の措置というのは早急にする必要があると私は思います。

今、この1ミリシーベルトについては、国際的な規格の中で0.195マイクロシーベルトを超した場合には、年間を通したら1ミリシーベルトになるという計算が成り立つというふうに、私が調べたところではあります。そうすると、笠間の小中学校の中にはそのラインを超えている学校が数校あります。その辺をどのように計算するか、また考えているかということをお聞きしておきたいと思います。

5番目、測定の結果、汚染された土壌、その土壌を飛散させないということが必要であります。高濃度に汚染された土壌が雨どいの下とか側溝にあったとあって、それを集めてどこかへ捨てたのでは何の意味もありません。専用のドラム缶、放射能を外に出さない専用の保存するドラム缶があります。それらを備えて、それらがある程度たまったときには、保管場所は県や東電に求めて持って行って特定のところでしてもらおうという措置が、すべての小中学校では必要じゃないでしょうか。これは内部被曝との関連では、すぐにでもやらなければならないと私は思います。これから乾燥の強い時期になって、ほこりが舞い上がって、それらを子どもたちが吸い込んだ場合に、いわゆる内部被曝の問題が起こるからであります。

六つ目に、エコフロンティアかさまについて質問したいと思います。私たちは、エコフ

ロンティアかさまに被災地から廃棄物が入ってくることはある程度やむを得ないと考えます。現に被災地から搬入もされております。しかし、放射性物質を含むものは搬入しないということが、4者協定も含め、事業団が私たち市民に対する約束事でもあります。それをどのように市としてはチェックしているのか。また、搬入された場合の対応策を環境保全事業団に明らかにするよう市から申し入れるべきではないでしょうか。さらに、市内にある焼却場や処分場の汚泥や処理水等の放射能測定をすべきではないでしょうか。今まで市が処分場や焼却場の測定をしたということは一度も聞いておりません。浄水場については、県の施設ですから、やったということは聞いておりますけれども、直ちにやっておく必要があるのではないのでしょうか。

七つ目に、東海原発は、10キロ圏内の市町村とは以前から安全協定が結ばれております。今回の事故からさらに広い範囲の市町村との協定が結ばれるということが、新聞などでも報道されております。そのような協定というのは、どのように具体化されているかということをお聞きしたい。

8番目に、このような放射能測定や除染費用等は莫大にかかってくると思います。今までどのぐらいの費用を見積もったのか。これらは東電に要求すべきことだと思います。この件については、既に千葉県の松戸市や柏市、さらには県南の取手市を初めとする数市町村、さらには8月17日ごろには牛久市が東電に請求しているということもつけ加えておきます。市としても、近隣の市町村と協力してその費用について東電に要求すべきと思います。

次に、防災ラジオの問題です。

今回の震災時には本当に痛感しました。何が高いところから流れてくるかわからない。聞き耳を立てていてもよくわからない。このような震災時、被災時こそ、情報を的確、迅速に伝えることが求められているのではないのでしょうか。私が行政評価外部評価委員会を傍聴したときに、防災無線の戸別受信機は3万数千円との報告がありました。私が聞き間違ったかどうかわかりませんが、私がいろいろと調べたところ、AMやFM、さらに防災無線を受信できるダブルチューナーの入ったラジオがあって、戸数がまとまれば低価格になる、市販は1台8,000円と聞いております。

ちなみに、これらのラジオを1個当たり1,000円で配布したという市もあります。もちろん何千円かは市が負担したでありましょうけれども、2台目からは原価をいただくというふうにされておりましたが、1個は1,000円と。

防災ラジオについては、既に例えば日立市では、この何年間と来年、再来年で8万台近いこの防災ラジオを取り入れると聞いております。そのようなことを参考にして、どういふふうに情報を伝達できるようになるか、研究する必要があると思います。

それと、この問題は直接原発その他には関係ありませんけれども、私のところに何人かの方から問い合わせがありました。以前、私も県とこの問題で話したことがありますけれ

ども、川底の除草剤の使用の件です。川底が上がって、アシ等が繁茂して水の流れが滞留する。そのようなことから、地域の人はやむを得ず除草剤を川の中にまいたというふうに私は思いますけれども、このことは重大な問題ではないでしょうか。涸沼川の上流は飲料水となっております。心配した住民が、市にも問い合わせたということを知っておりますので、これは素早く対処しなければならないと思います。

私がいろいろ聞いていくと、この除草剤というのは、いわゆるホームセンター等で売られている農協等にはない強力なものだそうです。いわゆる農地にはまいちゃいけないというのが山のようにホームセンターに売っておりますけれども、そういうものを買って、安いかからまいたというふうにも聞いております。どのような除草剤をまいたのか、またそれがどういうふうなことになっているのかということを知りたくて、また区長会等を通じてそのようなことがないように徹底するということが必要だと思っております。

これは実は城里の町の人からも来たんです。涸沼川の上流は城里も入っていますから、そこでもまいたよということを知りました。具体的にはどのようなものがまかれたかわかりませんが、この問題は飲料水の問題としても重要ですので、ぜひとも市としての対策というのを、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、原発事故に伴い、現在も避難を強いられている方々のご苦労とご心情を考えると、言葉がございません。一刻も早く事故前の住まいに戻れることを願うところであります。

また、原発の事故の現場においては、多くの関係者が早期収束に向けて昼夜を問わずご尽力をされております。大変なご苦労だと思っておりますが、なお一層のご努力を願うところであります。

今回の福島第一原子力発電所の事故は、放射線物質が広範囲に拡散するというかつて経験のない事態となったわけでございます。放射能の汚染については、笠間市が市民の不安の解消を図るため、独自に進められるものについては、空間放射線量や土壌、給食食材の測定や公表などを現在進めておるところであります。さらに、放射能測定器の購入を図っているところでございますが、放射線物質の問題は市だけの対応には限界もあり、国や茨城県と歩調を合わせて対応していくことが今後とも重要であると考えております。

また、原子力を含むエネルギー施策は、国家として取り組む国策であるというふうに私は思います。この災害を機に、日本のエネルギーをどのような方法で確保していくのか、原子力を継続するのか、自然エネルギー、化石燃料を中心に考えるのか、国のエネルギーの方向性を広く議論し、方針を出していくべきことであると考えております。

原子力発電所は、一たん事故が発生しますと、今回のようにその影響が長期的かつ広範

困に及ぶために、安全性を最優先するのは当然のことであり、まず今回の事故をしっかりと検証することが必要であると考えます。そして、その検証、反省に立ち返って、今後、現在運転中の原子力発電所及び点検中の原子力発電所については、安全対策を再点検し、地元及び周辺自治体の理解を得た上で稼働することが必要であると考えております。

また、原発の事故が収束しない現在の状況下におきましては、新規の原発につきましては、国民的な理解を得ることは難しいのではないかなと考えております。

そして、今後のエネルギーのあり方を考える上では、新たな国民の発電コストに対する負担や生活様式、経済活動を含めての議論が不可欠であると考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 11番鈴木貞夫議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、農地や土壌の放射能測定は地形を考慮した検査地の選定が必要ではないか、また農産物の検証も行うべきではないかのご質問でございますけれども、茨城県内の地表に沈着しましたセシウム134、137の濃度につきましては、文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの結果が公表されているところでございます。

本市の数値は、濃度が濃いところで1平方メートル当たり10キロベクレルから30キロベクレルになっております。これを1キログラム換算値に置きかえますと、154ベクレルから462ベクレルでございます。国が示した作付を行う場合の土壌中の放射性セシウム濃度の上限値5,000ベクレルを大きく下回っております。

また、航空機による測定でございますので、地形の凹凸はカバーされているのではないかと考えているところでございます。

なお、農作物等については、現在、県が米など主要農産物の検査を実施しておりますが、笠間市でも8月30日から9月8日まで市内11カ所で収穫された玄米を9月8日に放射能検査をした結果、検出されなかったことが公表されておりますので、安全性が確認されているところでございます。

また、本市においても放射能測定器を発注しておりますので、導入後はこれを活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校給食や市民の持ち込む農産物の放射能を測定するため、測定器を市として備えるべきではないかのご質問でございますが、ただいま申しましたとおり、食品等についてはセシウム含有濃度等を測定する放射能測定器を発注してございまして、検査体制が整い次第、広報で市民にPRをしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、給食食材については、既に教育委員会において検査機関での測定により、需要の多い食材を中心に安全を確認しているところでございます。

次に、国が福島県の年間被曝線量を1ミリシーベルトに設定したが、笠間市の場合この測定の数値から年間被曝線量は何ミリシーベルトになるのか、特に高い数値のところの対策を急ぐべきではないか、また放射性物質を含むほこりから内部被曝のおそれはないかと

のご質問でございますが、文部科学省が平成23年8月26日付で福島県内の学校の校舎、校庭等の線量低減についてを通知してございまして、内容は、4月19日に示した暫定的な考え方を改めまして、学校において児童生徒等が受ける放射線量については原則年間1ミリシーベルトとし、これを達成するため、校庭、園庭の空間線量率については、児童生徒の行動パターンを考慮し、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とするという内容になっております。

目安の放射線量率の考え方は、学校への通学日数を年間200日、学校での1日当たりの平均滞在時間を6.5時間、うち屋内4.5時間、屋外2時間としてございまして、これらの考え方で積算しますと、毎時約1.7マイクロシーベルトが年間の数値目安となるものでございます。

今までの測定結果からは、このような数値を示した場所がなく、文科省の改められた考え方の目安を下回る値でございまして、安心できる数値なので市民の皆様にもご理解をお願いしたいと考えているところでございます。

それから、笠間市での空間放射線量率と県等が発表する数値がかなり違うのではないかというお話がございましたけれども、現在市が実施しております測定は、地上50センチの高さで測定してございます。県の方は、およそ高さが3.5メートルのところではかっている数値なので、これらが差の要因かなと考えているところでございます。

それから、ほこりからの内部被曝のおそれについては、学校等での土壌の放射性物質の数値が少ないことや、学校などでは常日ごろより手洗いやうがいの励行を実施しておりますので、内部被曝の影響は非常に少ないものと思われれます。

また、測定の結果、汚染された土壌等を飛散させないために専用のドラム缶を備え、保管場所は県や東電に求めるべきではないかというご質問でございますけれども、放射能物質の管理は国の指導により厳格に定められているところでございまして、これらに基づき対処してまいりたいと考えております。

さらに、東海原発は10キロメートル圏内の市町村との安全協定が結ばれておって、今回の事故からさらに広い範囲の市町村との協定を結ぶとしているけれども、具体化されているのかというご質問でございますが、福島第一原子力発電所の事故から、その影響は広範囲に及ぶものと理解しております。このような災害を踏まえ、国の原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会において、原子力事故に対応する避難区域の見直しの取りまとめを急いでございまして、それらの動向を見守っていきたいと考えております。

なお、茨城県防災会議、県央地域首長懇話会等で、協定の見直し、避難区域の見直し等の議論が行われておりますけれども、これらと国の動向を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

さらに、放射能測定や除染費用は東電に要求すべきではないかというご質問でございますが、今回の放射能事故に対する損害賠償請求について、東京電力では、当社事故後収束

状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行った上で改めて案内しますとしておりまして、これらの状況を見て損害賠償の請求をしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、防災ラジオの導入についてでございます。8月25日に開催されました行政評価外部評価委員会において、防災無線戸別受信機の単価の説明を求められた際に、1基当たりの単価を3万数千円から5万円という金額でご説明したのは、防災無線のデジタル化を行った際に導入する戸別受信機の単価としてお示したものでございます。

防災ラジオについては、議員のご指摘のとおり、既に高萩市や下妻市で全戸配布の方針が決定されておりますが、ダブルチューナーではございますけれども、デジタル無線の受信はできない機種でございます。

現在、国においては、周波数の有効利用の観点から、デジタル化への移行を推進してございまして、市としましては、それに対応するため、防災行政無線のデジタル化と合わせて、戸別受信機の導入について検討すべきものと考えておりますので、現時点で防災ラジオのみの導入予定はございません。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 11番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

私からは、学校等の教育施設の除染についての答弁を行いたいと思います。

除染関連につきましては、8月26日文科科学省より学校等における放射線測定の手引きが示されており、学校内において除染の必要性の高い場所として、児童生徒が日常的に活動する可能性の高いところ、局部的に線量の高い場所と、一定の面積範囲にわたって線量率が高い場所とされております。

実際に除染を行う必要があるかどうかの判断につきましては、福島県内の学校の校舎、校庭等の線量低減についての通知において、校庭、園庭については毎時1マイクロシーベルト以上が実施の目安となっております。

現在、笠間市内の学校における空間線量は、直近でございますが、9月12日、13日測定でございますが、毎時0.076から0.252マイクロシーベルトであり、基準を下回っている状況であります。放射性物質の蓄積しやすい場所について把握するため、現在、各学校で線量を測定しているところであります。

児童生徒等は、自宅や自宅周辺の遊び場等学校外でも多くの時間を過ごすことが考えられますが、これらの場所は多種多様で、網羅的な把握は容易ではないと考えられますので、少なくとも学校内においては、比較的線量が高い場所をできるだけ減らしていくことが児童生徒等の受ける線量を低減することができるとの考えに立ち、教育委員会としては、今後、測定結果をもとに毎時1マイクロシーベルトを超える箇所について部分的な除染対策を行いたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木（貞）議員の質問にお答えします。

エコフロンティアかさまに被災地から廃棄物が搬入されている、放射性物質を含むものは搬入しないとあるが、どのようなチェックをするのか、また搬入された場合の対応策を環境保全事業団に明らかにするように申し入れるべきではないか、また市内にある焼却場、処分場の汚泥や処理水の放射能測定をすべきではないかというご質問であります。エコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定、いわゆる4者協定でございますが、欄外注に放射性物質及びこれに汚染されたものは受け入れ禁止となっているが、これにつきましては原子力関連施設から排出された放射性廃棄物や管理区域内で発生した廃棄物について言及しております。しかしながら、議員もご存じのように、大震災後、東京電力福島第一原発の事故によりまして東日本を中心に放射線の影響が出ており、県内すべての清掃センターの焼却灰や下水処理場の汚泥等において放射性物質が検出されている状況です。

このような状況のため、国では、当面の取り扱い方針としまして、放射性セシウム8,000ベクレル・パー・キログラム以下、単位につきましてはパー・キログラムを省略させていただきますが、8,000ベクレル以下の主灰または飛灰については、従来の廃棄物埋め立てと同様、特別な放射線保護等の措置をせず安全に埋め立て処分を行えるとしており、事業団としてもこれに従い処分しているところであります。

まず、廃棄物のチェック及び対応策ですが、事業団としましては、放射性物質の基準について、国の基準では、先ほど申し上げましたように8,000ベクレル以下ならば埋め立て可能としているため、8,000ベクレルを超えるものは一切受け入れず、8,000ベクレル以下のものについて受け入れこととしておりますが、作成した管理マニュアルに沿って適正に管理しているものと考えております。

ただし、溶融処理の受け入れについては、溶融するとセシウム濃度が高くなるため4,000ベクレル以下と抑えており、その際排出事業者に対してセシウム濃度の測定データの提出を求め、受け入れ基準を超えるものは搬入を認めないとしています。さらに、必要があれば適宜サンプルを採取し、事業団において測定するとのことでございます。

続きまして、市内にある焼却場や処分場の汚泥や処理水等の放射能測定をすべきではないかというご質問でございますが、市内にある笠間・水戸環境組合においては、7月14日に焼却灰の放射性物質の測定を行いましたところ、結果は、放射性セシウムは4,100ベクレルとなっており、基準を下回っております。そのため、諏訪クリーンパークに埋め立てを行っております。

測定の結果につきましては、県及び当該組合のホームページに掲載しております。また、直近の公共下水道の汚泥の放射性物質の測定結果については、浄化センターともべにおいては、8月17日採取分について放射性セシウムが204ベクレル、放射性ヨウ素は不検出、

浄化センターいわまにおいては、7月29日採取分について放射性セシウム220ベクレル、放射性ヨウ素は不検出となっております。これらについても、県及び市のホームページに掲載しております。

なお、公共下水道における処理水についての測定は行っておりません。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 11番鈴木（貞）議員のご質問の河川での除草剤の使用についてお答えをいたします。

河川区域内での除草剤の散布につきましては、水質汚染や河川管理施設の損傷につながることから、河川法第29条により禁止行為に定められております。

先般、市民の方から市と県に除草剤使用の問い合わせがありましたので、市並びに県では絶対に使用しないよう指導したところでございます。除草剤を使用したい背景には、毎年恒例となっております市民参加の河川清掃において、地域によっては参加する方の高齢化から河川内の草刈りが困難なので、除草剤の使用を考えている地域もあったようでございます。

本市としては、河川の中にアシや堆積土砂などの原因で流れを阻害し、緊急性が高いと判断される箇所については、河川管理者が対応するようにいたしたいと考えております。

議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

2時半より再開いたします。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番石崎勝三君が所用のため退席いたしました。

鈴木貞夫議員。

11番（鈴木貞夫君） 再質問したいと思います。

私は市長さんに見解をお伺いしたいと言ったわけですがけれども、国の方針その他が出てこないと言々ということに一貫して答弁がなっているわけですね。エネルギー政策にしても原子力をどうするかも国の方針が云々ということで、市長さんはそういう場合、私としては、原子力問題をどう考えているかということの一つ聞きたかったんですね。

これは新聞の、皆さんもあれだと思いますけれども、例えば東海第二原発、先ほども東海第二原発のことについては触れましたけれども、東海村はかつて本当に原子力のまちと言われて、ほとんどの人がその推進だったわけですがけれども、現在、これは東京新聞の9月7日付の、これはいろいろな新聞にも出ましたから皆さんもご存じだと思いますけれども、再稼働に慎重、反対が85%ということになっているんですね。膨大な地方交付税を受けて

いて、いろいろな施設もつくられて、私もこの間見学に行きましたけれども、立派な施設もできている。村の予算もその何割かがそういうところから入る金だと言いながらも、実際には危険だということを今回のあれで身にしてみたのではないかと、もちろんその前にJOCというあれがありましたけれども。

さらに、皆さんよくご存じだと思いますけれども、この村上村長さん、私は直接会ったことありませんからわかりませんけれども、この人の新聞やなんかに出ている報道というのは、かつての原発推進した時代と100%変わってしまったんじゃないのか。というのは、今度の福島原発のあれを見て、どうしたら100万人と言われる膨大な人たちを、60キロ圏で70万人くらいだそうですね。あそこができたときには30キロ圏で70万人いなかったんですね。今はそれを上回って、笠間まで入れると100万人にもなると。それらの人に対して、どこかへ避難するということとはできないと。

この間9月1日の災害の日に訓練をやったそうですね。それを見たときにも、とてもじゃないけれども、幾ら訓練してもこれだけの人を避難させる自信はないと。これはもう本当に原発をやめていくしかないということをこの人は主張し出した、これは私は貴重なことだと思うんですね。

また、福島県知事もそういうことを言っているわけですね。いろいろアンケートとか調査を見ても、市長さんこれ見たことあると思いますが、9月11日、これは1,700幾つある自治体の首長へのアンケートです。首長のだれが反対したか賛成したかは公表しないという約束でつくったものです。そのうち原発新增設には反対が66%で、しかも防災計画は80%が見直す。ほとんどの首長が原発に対する疑問を持っている。やはり一刻も早く中止していくということがこのアンケートから読み取られるというふうに言われているんですよ。

それで、今、日本の原子力の実態というのは、四国電力の伊方1号機というのがこの間停止しましたね、定期点検で。54基あると言われて、今動いているのは11基しかないんですよ。それが定期点検に入っていけば、あと2年後で全部とまっちゃうんです。再稼働しない限り、あと2年で日本の原発がとまらざるを得ないという事態になっているんです。しかも、平均年齢が幾つかわかりませんが、東海第二は30何歳なんですね。30年を超えている原発というのが過半数を占めているというのが、今の日本の原発の実情なんです。そういうところから、こういう福島原発がきっかけで、すべてのところでいろいろな人が見直すというふうなことになったのではないかなと思うんです。

私が市長の見解を聞いたかったというのは、そういうことも含めてどのように思っているか、私の考えに同調しろなどというおこがましいことは言いませんけれども、国や県がどうやるか待っているということではなくて、もっと積極的な市長のお考えというのをあるならば、私はお聞きしたいと思います。

いろいろ聞きまして、必ずしも全部のことに再質問できるかどうかわかりませんが

も、私は土壌の検査というのはやってもらいたいですね。基礎的データとして、この土地はこういう状況にあるということ、地勢的にもちゃんと必要なところを見てやるということが私は必要だと思うんですよ。今回の私の質問は、いかに行政というのが責任を持って放射能を測定して、正直に公表して市民に安心してもら、不安になる方もいるかもしれませんが、そういうことが必要だと私は思うわけです。

県も、放射線監視装置を全44市町村設置へということ公表しているわけですね。常時測定できるデータが必要だと。遅きに失したという面もありますけれども、そういうことを考えると、私はぜひとも市がもっと中心になって、土壌、食物等の検査を学校の校庭も含めてやってもらいたい。

私が危惧するのは、今いろいろな問題出ていますけれども、この間テレビ、ラジオでも聞きましたけれども、10万円以下の測定器具は怪しいと。私も見せられた器具にはどこでつくられたか書いてないんですよ。8万円を4万円で買って安かったと、インターネットで。ところが、どこでつくられたかわからない。修理どこへ出していいかわからないという状況でしょう。安ければいいということでそういうのが出てきたときに、いろいろ測定値がばらついたときに市民はいたずらに不安になるだけです。そのことを打ち消すのは、私は行政の責任だと思うんですよ。正直にはかって、正直に公表して、こういう状態にあるということを徹底的に示していただきたいということが私の主要な質問です。そういう点も今後市がどのようにするか、ちょっと具体的に答えていただきたい。個々の問題についてはまた。

学校の問題です。ここへ来ている人たちも、この週報というのは見ておられると思うんですけれども、これが毎日茨城新聞に載ってくる。これを見ると、この数字と余りにもかけて離れている。たしか50センチ、1メートルではかったのと、3メートル50という空間線量をはかったのは違いますけれども、ここにはそういうことは一切ない。これを見た人は、率直に何でこんなに高いんだと疑問を思うのは、何人にも言われたんですよ。それで、改めてこの何カ月間の資料を集めて、全部調べていたら岩間第三小学校の0.345というのが一番高い。ほかのところは0.127とか、2を越す数値もありますけれども、こういう数値と、ここに茨城県は0.08前後と書かれていますけれども、その下に北茨城市とか何市町村が出ているんですね。それでも高いところは0.164、むしろ中学校なんかより低い。これはどういうことだろうかと。ここにちゃんとはかり方のあれが書いてあればわかるけれども、書いてないんですね。それと、どういうふうに見るのかということ、皆さんにちゃんと周知徹底していかないと、私はいたずらに誤解を受けるだろうということを心配しているわけです。

先ほども言いました。どうしてもホットスポットありますから、ぜひ学校でそういうところを調べて、高いような汚泥については、私はやっぱりドラム缶を備えるべきだと思いますよ。それでそこに入れておく。ただ埋めればいいのかという問題じゃないと私は思います

ので、その点はこれからどういうふうに進めるか、強力にやってもらいたいと思います。

それと、エコフロンティアについては、今、事業団といろいろ交渉しております。監視する市民の会が中心になってやっておりますけれども、どういうふうな調査しているか全然わからない、今のところ。市は事業団が独自に検査しているかどうか、事業団に市としても要求してもらいたい。そうしないと安心できないということです。

さっきの安全協定の問題、広範囲でと部長言ったけど、進んでいるのか進んでないのか、やっているのかやってないのか、総務部長、言い方悪いんですけども、ちょっとわからない。たしか10キロ圏内というのは、いろいろな形で結ばれている一覧表を私も見ました、東海村とひたちなかとか。

これは朝日新聞ですね。この記事を見ますと、30キロ圏の9市町が県に要望書出している。原発安全協定をこういうふうに、これ新聞報道で出ているんですね。その中に笠間も入っているでしょう。笠間も入ってこういう要望書出したのなら、その後どういうふうに推移したかということを追及してもらいたい。ただ要望書出しましたということでは役に立たない。今だって30キロ、40キロというところは福島でも問題になっているわけですから、30数年もたっている原子炉が1基あるようなところと、やはり広域の協定というのを結ぶということを、どういうふうな協定を結ぶか私も内容までわかりませんが、安全協定なり、どういう協定になるか、推進してもらいたいと私は思うわけですね。

最後に、費用を東電にということを行いました。今、東電も説明会開いていますね。私の手元にあるのは、東京電力取締役社長清水、今かわったでしょうけれども、東日本大震災にかかわる要望書、これは議長と山口市長名で提出された要望書ですね。本当にこういうことを東電もやってもらいたい。その中に調査費用等の補償という項目があるんですよ。こういう要望書も既に出されていて、ほかの市町村も出しているということが既にあるわけですから、こういうことをてこにして、どのぐらいの費用がかかったかということを経算しながら、こういう調査費用その他については負担してもらおうということを私はぜひ推進していただきたい。私たちの税金を使うなどは言いませんけれども、やむを得ず使う場合もありますが、いわゆる発生元責任者としては、市からそういうことを請求してもらいたい。

もう1点、防災無線、これデジタル化、いつやるのかわからないですね。デジタル化で問題だから3万数千円になったと言われますけれども、こういうふうなこともあって、台数まとまれば相当安いということもありますから、これがデジタル化に対応できるかどうかということは日進月歩ですから、ぜひやってもらいたい。

それと、一言、河川の問題で私もいろいろインターネット頼んで引いてもらったら、全国でこういうことが起きているんですよ、河川に農薬まいたとかなんとかで。琵琶湖でも島根県の宍道湖でも、シジミの出荷停止になったりしているんですよ。

議長（柴沼 広君） 鈴木貞夫君、時間が過ぎています。

11番（鈴木貞夫君） その辺を考慮して、この問題というのは区長会なりで徹底していただきたい。

以上、これについて市長の見解あれば。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の再質問にお答えをいたします。

原発の問題について私の考えを述べてないんじゃないかということですが、私は自分の考えを申し上げたと思っております。

改めて申し上げますと、まず今回の事故をしっかりと検証することが必要であり、その検証に立って、今後、現在運転中のもの、点検中のもの、原発については安全対策を再点検し、地元や周辺自治体の理解を得た上で稼働することが必要であるというふうに明快に申し上げております。

鈴木（貞）議員については脱原発という考えでございますが、代替エネルギーが確保されていない中で、エネルギーの十分な確保の必要性を考えれば、一概に一気に脱原発ということにはなかなかいかないのではないかなと思っております。あえて私が申し上げれば、減原発という考え方でございます。

次に、安全協定の部分についてでございますが、県の方に申し入れて何もしてないんじゃないかというお話でございますが、何もしてないのではなくて、県央地域首長懇話会の担当課長、さらには企画課長レベルで既に会議を行っておりまして、県央首長会議もことし中にたたき台をつくって最終的に決めて、県の方と協議をしていきたいということで進めております。

先ほど部長の方からもありましたが、この安全協定の結び方については、今、国の方で原子力安全委員会を中心に方針をつくっております。国の方針に従うことが地方自治体でどうなんだというようなお話をよくされますが、我々行政としては国の方針を無視することはできません。特に法律的な問題については、それに従って行政を進めるのが地方自治体の役割であります。もちろん地方自治体としての独自性というのは必要でございますが、特にこの原子力についての安全協定については、我々は我々で首長懇話会の意見をきちんとまとめて県に申し入れながら、国の方針がどういうものが出てくるのかを見て、すり合わせてきちんとした対応していくことが必要だと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 土壌の検査はぜひ行うべきだという話でございます。教育委員会においては、小中学校の校庭で採取した土壌につきましては、検査機関に持ち込んでの検査を行っているところでございます。

ただ、学校等を離れたそれぞれの市域の部分でということにつきましては、先ほども私のお答えの中でお話ししましたとおり、食材等の放射能検査器を導入すべく発注していると

ころでございます。ただし、機械が受注生産のためなかなか入らないという状況になってございますが、これらを使いまして、心配な市民の方が持ち込まれた土壌等については検査ができるような体制をとっていききたいと。ただし、正式に検査機関の中での測定という形ではございませんので、あくまでも簡易的な検査という形になるかと考えているところでございます。

また、食品につきましても、学校給食等につきましても、専門の検査機関に持ち込んで学校給食用の食材については検査をしているところでございます。何度も言うようで恐縮ですが、簡易放射能測定器が導入されれば、そういった食品の検査もしたいという市民がございましたら、ぜひこの機器を活用していただきたいと考えているところでございます。

それから、東電への請求につきましても、私ども請求しないということを言っているわけではございません。市民の税金、血税でいろいろな調査費を出したり対策費を出しているわけでございますので、そういったものを放置する予定は全くございません。いつでも請求できるような算段をしていききたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答えいたします。

私の方はホットスポットの除染の関係でございますが、現在、校庭内の箇所を調べております。そういう中で、例えば1マイクロシーベルトを超えたものがあるとすれば、それを除染していききたいということを先ほどの答弁の中でも申し上げております。

その除染をしたものを、先ほどドラム缶ということがございましたけれども、国の方から市町村による除染実施ガイドラインという通知が来ております。これによりますと、仮置きとか、覆土によるものというものもございまして、その方法については今後検討していききたいと考えております。

また、土壌検査の質問もございました。先ほど総務部長の方からも学校の土壌検査ということで答弁しておりますが、参考までに申し上げますと、私の方では、7月の4、5、6、また8月の24、25、26と、2回にわたりまして土壌検査をしております。各小中学校全校、それから幼稚園、保育園、全部で39カ所、砂場等入れて57カ所検査をしております。その検査結果でございますが、これも公表しておりますけれども、ヨウ素が7～17ベクレル、セシウムが27～459ベクレルということで、特に土壌に対する基準というのはございませんが、参考までに申し上げますと、例えば野菜を1キロ食べた場合の野菜の暫定基準が500ベクレルということですので、土にあって食べ物の500ベクレルよりも下回っているということで、安全性が確認されているということでございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 鈴木（貞）議員の再度の質問で、エコフロンティアの調査内容ということですが、先ほども申し上げましたが、受け入れの管理マニュアルにより

まして厳しい値を設定しております。また、市の方でも十分その辺の厳格なる調査を申し入れていきたいと思っております。また、市独自でエコフロンティアの空間線量率について測定しておりまして、ヤード内が中心になりますが、これについては市のホームページの方に公表してございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えいたします。

河川での除草剤の使用の件でございますが、河川で除草剤を使用しないよう今後区長会などにもお願いしたり、広報紙等で周知をして除草剤を使用しないよう徹底してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 11番鈴木貞夫君の質問を終わります。

次に、5番石田安夫君の発言を許可いたします。

5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。時間も3時手前でございますので、なるべく早目に終わすようにいたします。

初めに、お願いがございまして、きょうの一般質問通告一覧表の防災教育を含めたもので、「山形県米沢市」と書いてございますが、これは「村山市」でございます。訂正をお願いいたします。

初めに、防災授業を含めた救命士育成について伺います。これは子どもも含めてでございます。

日本におけるほとんどの自治体では、これまで救命救急講座の対象を中学生以上としてきた。一方、世界では、救命都市と言われるアメリカ・シアトルでは小学生にも救命の授業を行っている。救命率のより一層の向上のためには、より早い段階での教育、意識づけが重要であることから、山形県村山市では、小学校の協力を得ながら小学生にも緊急救命の講習を行い、救命率の向上に結びつけております。

具体的な取り組みについては、小学校3年、5年、6年の3学年を対象とした救命講座を行っております。小学校の先生と連携し、消防署職員が出前講習を実施すると。時間も各学年に合わせ余り長くすることなく、小学校の授業で取り入れてもらえるよう工夫していると。小学校3年生では応急手当の目的と必要性で約30分、小学校5年生では簡単なけがの手当て、救急車の呼び方で約45分、小学校6年生では心肺蘇生法、AEDの操作法で約45分などを講習の内容として、修了した場合に「子ども救命士認定証」を贈っていると。本市笠間市でも、これは小学生だけなんです、中学生にも、今回防災のこともございますので、その防災授業も含めた子ども救命講習はできないものか、これが1点目でございます。

2点目に、一般の救命士養成の過程において防災授業、防災教育も含めて実施してはどうかということで、これは2点目でございます。

大きな2番目は、東日本大震災復興基本法について伺いたいと思っております。

この法律の第4条に、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、かつ東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有するとあるが、笠間市としてはどのような対応をとるのか。この基本理念は理念として5項目が挙がっておりますが、この5項目を踏まえてどのように対応するのか伺います。

1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

消防長（小森 清君） 5番石田議員のご質問にお答えいたします。

消防本部では、既に市内の中学生を対象に、要綱に基づき時間は3時間で、大出血の止血法、心肺蘇生法、AEDの使用法及び窒息時の対処法を習得するための普通救急講習会を実施しております。19年度には156名、20年度は335名、21年度は536名、平成22年度は669名の延べ1,696名に普通救命講習修了証を発行しております。本年度も、9月から10月にかけて岩間中学校、友部中学校で230名が受講予定であります。その後も、年度内には各中学校で順次開催の計画であります。また、本年度は、小中学校の救急講習の一翼を担っていただくために、教職員16名を応急手当普及員に認定したところでございます。

しかし、小学生においては、正しい心臓マッサージや人工呼吸等の救命手当てを行うのは困難ではないかとの判断から、小学生を対象とした普通救命講習会は特に実施しておりません。

しかしながら、防災や救急法等を小学生に教育することは非常に重要なことと考えております。小学校においては年3回安全教育を実施しており、その中で地震や火災、そして不審者への対応として、また避難方法の指導や救急講習会などを行っております。今後も、これらの取り組みの中で、児童の発達段階を考慮しながら、教育全体を通し防災授業を実施したいと考えております。

次に、認定証についてですが、認定証は、カリキュラムを策定し、定めた目標に到達した者を認定するものでございます。既に述べたとおり、小学生対象の救急講習会のカリキュラムがない現段階では認定証の授与は考えておりませんが、これについてもその有効性を検証し、関係機関と連携しながら調整していきたいと考えております。

次に、一般の救命士育成の過程に防災授業を含め実施できないかとの質問でございますが、現在、消防本部では、先ほど述べましたとおり、要綱に基づき大出血の止血法、心肺組成法、AEDの使用法及び窒息時の対処法の四つの救命のための重点項目を指導しております。防災教育と救急講習会とは別個のものでございます。それぞれの内容を充実させるためにも、救急講習会の限られた時間内に防災教育を取り入れることは困難でございます。

防災教育に関しましては、引き続き毎年11月ごろ開催し、ことしで15回目となる防災講

演会、昨年で延べ369回開催し、26,440名が参加した避難訓練や防火講習会、さらには防災に関する笠間出前講座2011などを通して、有事の際の対応や市内の避難場所や危険区域等を広く市民に周知し、教育していきたいと思っています。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 石田議員のご質問にお答えしたいと思います。

私の方は、二つ目の東日本大震災復興基本法についてということでございます。

同法の第4条に規定されている地方自治体の責務に関して笠間市はどのように対応していくのかというご質問でございます。防災体制の強化につきましては、総務課内に危機管理室を設けまして、これまでの地域防災計画に、さらに東日本大震災を教訓とした事項及び原子力災害も想定する事項を含めた見直しを行っているところでございます。

また、今回の震災の災害復旧につきましては、平成23年5月31日までは災害対策本部を設置いたしまして、その後は対策計画に沿いまして早期の復旧に当たっているところでございます。

その中では、四つの項目を設けまして、災害復旧の重点課題として取り組んでいるところでございまして、まず第1に災害対策の推進、第2としまして文化遺産の支援、第3に公共施設の復旧、最後に地域コミュニティの発展ということでございます。

特に被害があった道路403カ所、上水道施設125カ所、下水道施設59カ所などのライフラインの復旧につきましては、早急に完了する予定で進めているところでございます。

議員ご質問の東日本大震災復興基本法を踏まえた復興措置につきましては、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする、現在策定中でございます笠間市総合計画後期基本計画におきまして、議員先ほど言われましたような東日本大震災復興基本法の基本理念であります「21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指した復興を行うこと」を尊重しながら、本市の将来像であります「住みよいまち、訪れてよいまち笠間」、「みんなでつくる文化交流都市」の実現に向けまして、その中で、防災力の向上、健康都市づくり、地域活性化、こういった三つを重点視点といたしまして総合計画後期の基本計画を策定することで、復興基本法に対します笠間市の対応とさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 石田安夫君。

5番（石田安夫君） 2回目の一般質問を行います。

小学生でもやっているということ、中学生でも約1,969名はやっているということなんですが、これは防災とAEDのやつは一緒にはできないという話です。それは大変わかるんですけども、防災教育は防災教育として、子どものけがとかそれはそれなりに教えていくみたいな部分で別々にやっているんだという話だったんですよ。

それで、これは9月8日の茨城新聞の記事なんですけれども、文部科学省の有識者会議

は7日、東日本大震災を受け、公立学校の児童生徒が災害時に自分で危険を回避する能力育成することやボランティア活動への理解を深めるため、防災教育の充実が必要とする提言をまとめた。あわせて安全対策として、すべての学校に緊急地震速報の受信設備の設置と地震、津波の退避マニュアル整備を求めている。これを受けて文部科学省は、学校の防災に関するガイドライン策定を今後検討、緊急地震速報の整備費や必要な経費については来年度予算措置をするという、提言では、防災教育に関する基礎知識を向上させ、児童生徒が災害の状態に応じ臨機応変な行動や対応がとれるようにするための教育が必要だということで、最終的には、会合で出た出席者からは、その防災教育を学校の正式な教科に加えるべきだというのが物すごく挙がっていたということなので、できれば救命士、小学生は認定証は発行できないということだと思わなければならないけれども、例えば防災とかも含めて、笠間市は、この途中にもありますけれども、自分の危険を回避する行動とか、あとは最後の方の話なんですけれども、保護者との間であらかじめ防災の規模や状態に応じた引き渡しの条件とか、そういう内容のことが載っているんですね。そういうことを防災教育の中に入れていただいて、さっき言ったAEDとか、自分のけがとか、あとは心臓がとまったとか、そういうのも含めた総合的な授業というか、そういうものを終わらせた方に、認定証はちょっとできないというのであれば、修了書みたいな形にさせていただければ、認定というのはこっちと交渉しなくちゃならないということなので、修了書みたいな形でできるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

また、2点目ですけれども、この基本理念というのは5項目あって、環境問題とかいろいろな部分が含まれています。笠間のことは笠間のこととして受けて、それを実現することなんですけれども、基本的に財源とかそういう部分は特例債とか載っているんですけれども、そういう部分はこれから考えていくのか、それとも今現在仮に出しているのか、その辺の話ができればお願いしたい。

議長（柴沼 広君） 消防長小森 清君。

消防長（小森 清君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

小学校、中学校、それぞれ普通救命講習は実施しております。また、防災教育も別に実施しております。先ほど申しましたのは、一般の方の防災教育ということでございましたので、一般の方には救命講習会を3期間で四つほど十分な内容をやるものですから、その中に防災教育を入れるのは非常に難しいということでございます。ですから、一般の方と学校は別になっておりますので、その点よろしく願いいたします。

なお、小学生の方の修了書ということでございますけれども、私どもでは修了書出すについてはやぶさかでございます。子どもさんがやるというならば、学校を連絡とりながら進めてまいりたいと思います。

議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） 石田議員2回目の質問にお答えしたいと思います。

先ほど石田議員おっしゃるように、基本理念、五つの基本理念につきましては、広く笠間市全体の災害復旧に関することが明記されているわけでございます。

その中で財源の話でございますけれども、現在、災害の財源といたしまして19兆円が必要だと言われているわけでございまして、そのうちの6兆円までは2次補正でなっているような状況でございます。残りの13兆円につきましては、公債の発行も含めた検討をされているようでございます。3次補正の中で、この復興債案、増税関連法案、こういったものを今から審議をしていくということございまして、早くて10中旬ぐらいに国会に提出になるというような情報が入っておりますけれども、それを見据えまして、財源につきましてはそういった中で利用できるものは最大限利用してやっていくという考えでいるところでございます。

5番（石田安夫君） 終わります。

議長（柴沼 広君） 5番石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あす引き続き本会議を開きますので、時間厳守の上ご参集願います。

午後2時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛